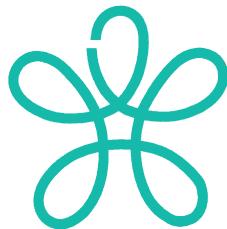


大学院総合文化研究科 履修要項

2025

令和 7 年度



近畿大学

この履修要項は、令和7年度総合文化研究科入
学生に適用されます。
修了まで大切に取り扱ってください。

総合文化研究科履修要項

目 次

総合文化研究科 教育方針	1
令和7年度近畿大学学年暦（大学院）	7
沿革（大学院関係）	8
近畿大学大学院学則	10
近畿大学学位規程	19
I 大学院における学修	26
1. 履修方法・授業科目・担当教員・主要講義項目	26
2. 授業時間について	38
3. 履修登録について	38
4. 履修科目の単位認定について	38
5. 成績について	38
6. 課程の修了について	38
II 学籍関係の概略	38
1. 学籍番号	38
2. 身上異動届	38
3. 退学・休学・再入学・除籍・復学	39
III 修士論文の作成	39
1. 提出資格	39
2. 提出期限	39
3. 提出先	39
4. 提出書類	39
5. 修士論文作成上の注意事項	39
6. 修士論文審査料（手数料）	40
7. 修士の学位授与までの手順	40
IV 博士前期課程より博士後期課程に進む場合	40
V 資格取得 教育職員免許状（中学校・高等学校専修）	41
VI 証明書等発行手数料一覧	43
VII 奨学金・教育ローンについて	44

付 表 目 次

1. 修士論文審査および最終試験受験申請書	48
2. 論文表紙、論文内表紙、論文内容の要旨表紙例（日本文学専攻）	49
3. 論文表紙、論文内表紙、論文内容の要旨表紙例（英語英米文学専攻）	50
4. 論文表紙、論文内表紙、論文内容の要旨表紙例（文化・社会学専攻）	51
5. 論文表紙、論文内表紙、論文内容の要旨表紙例（心理学専攻）	52
校舎配置図（全体）	53
A館教室等配置図	54
G館教室等配置図	57

総合文化研究科 教育方針

総合文化研究科 日本文学専攻

ディプロマポリシー（学位授与の方針）

総合文化研究科日本文学専攻は、近畿大学の建学の精神である実学教育と人格の陶冶に則り、専門的な知識と方法論に基づいて、物事を絶えずその本質において問い合わせし、新たな知的価値を創出することのできる人材を育成することを目指し、下記の学修目標としての基準を満たし、学術的に優れた修士論文を作成した者に、修士（文学）の学位を授与します。その審査基準については、別途定めた学位論文審査基準を参照してください。

1. 「言語・文学」コースでは、日本文学や日本語学の学問分野の知識や技能を修得し、物事を絶えずその本質において問い合わせしながら、かつ幅広く言語、文学、芸術、文化、歴史、社会、心理についての学識を有していること。
2. 「創作・批評」コースでは、日本文学や創作・批評の分野について十分な研究能力・問題解決能力を有し、新たな知的価値を創出する意志と能力を体得していること。
3. 研究の成果を社会的に通用する表現で論文にし、また発表できる、優れた日本語能力を有していること。

修士論文執筆者は、研究科の教員と大学院生の出席のもとでの修士論文発表会で口頭発表を行ったうえで、審査委員会による口頭もしくは筆記試問を受け、別に定める論文審査基準に基づいて採点されます。審査委員会では、副主査から提出された「意見書」をもとに、主査と副主査により「学位論文審査結果の報告書／論文内容の要旨」「論文審査結果の要旨」「学位論文最終試験結果の報告書」を作成し、総合文化研究科委員会において、上記報告書等を配布した上で審査内容の説明を行い、投票によって合否と数値評価を決定します。

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

総合文化研究科日本文学専攻では、「言語・文学」「創作・批評」の2コースを設け、それぞれ文学研究と言語研究、創作研究と批評研究を有機的に結びつけるとともに、両コースの積極的な交流・融合を図り、より広い視野で各分野の研究に取り組むことのできる視点を養います。

1. 「言語・文学」コースの専攻科目では日本古典文学・日本近現代文学・日本語学、「創作・批評」コースの専攻科目では創作・批評の各分野についての講義を開講し、かつ学生が両コースを横断して日本文学・日本語学・創作・批評などの学問分野の知識や技能、また研究能力・問題解決能力を修得することが可能なカリキュラムとなっています。
2. 研究科のカリキュラムポリシーをふまえて専攻科目の他に共通科目と他専攻の科目をカリキュラムに組みこみ他のジャンルとの交差交流を深め、学生が幅広く言語、文学、芸術、文化、歴史、社会、心理についての学識を得ることが、カリキュラムにおいて目指されています。
3. 修士論文作成のための段階的プログラムとして、1年次の選択必修科目から2年次の「演習」へと進む専修科目を設置し、指導教員による綿密な個別指導と併せて、複数の教員による助言・検証、ゼミナール形式のもとでの学生の相互研鑽を行います。
4. 専攻での研究の成果や表現技術と思考力、創造力、および研究の成果を表現できる優れた日本語能力に基づいて修士論文を作成するための準備科目として必修の「演習」を設定しています。

各教科の学修成果は、シラバス項目の「授業概要と方法」において、定期試験、レポート、授業中の課題、プレゼンテーション、質疑応答、討論などで評価することを示し、その評価方法についても、シラバス項目の「成績評価方法および基準」に明示しています。

なお、ディプロマポリシーに学修成果として定めた資質・能力と、カリキュラムとの連関は、カリキュラムマップで示しています。

総合文化研究科 英語英米文学専攻

ディプロマポリシー（学位授与の方針）

総合文化研究科英語英米文学専攻では、近畿大学の建学の精神である実学教育と人格の陶冶に則り、英語に関する言語学的専門知識と英語圏の文学理論や研究法の教授を身につけた研究者、教員、高度な英語運用能力を持った人材を創出することを目的としています。修了した者には、修士（文学）の学位を授与します。その審査基準については、別途定めた学位論文審査基準を参照してください。

英語英米文学専攻が定めた学位取得までに身につけておくべき資質・能力は以下の通りです。

1. 英語についての学問的な知識や英語圏の文学研究を基盤に研究者の第一歩となる資質。
2. 英語圏の文学研究や英語教育・応用言語学研究の専門知識ばかりでなく、領域横断的志向による幅広い教養力と斬新な研究を行う力。
3. 国際社会でも活躍できるさらに実践的で英語運用能力と社会の文化レベルを支える高度な教養力。

修士論文執筆者は、研究科の教員と大学院生の出席のもとでの修士論文発表会で口頭発表を行ったうえで、審査委員会による口頭もしくは筆記試問を受け、別に定める論文審査基準に基づいて採点されます。審査委員会では、副主査から提出された「意見書」をもとに、主査と副主査により「学位論文審査結果の報告書／論文内容の要旨」「論文審査結果の要旨」「学位論文最終試験結果の報告書」を作成し、総合文化研究科委員会において、上記報告書等を配布した上で審査内容の説明を行い、投票によって合否と数値評価を決定します。

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

総合文化研究科英語英米文学専攻は、近畿大学の建学の精神である実学教育と人格の陶冶に則り、専攻科目と共通科目を柱とした教育を行います。専門分野では、英語圏文学、英語教育・応用言語学の深い知識を修得する一方、境界を超えて他専攻の科目を自由に履修できるカリキュラムを提供します。高度な英語運用能力を基盤として、学際的視野に立てる大学院生を養成します。また、中学校・高等学校教諭専修免許（英語）を取得できます。

1. 言語としての英語の専門的知識を持った人材や英語圏の詩歌、小説、その他の文学作品を深く研究できる人材を育成します。
2. 言語の習得と教育について専門知識を身につけ、また文学研究の方法論指導と先行研究渉猟により、優れた教員や専門の研究者を育成します。
3. 高い英語運用能力の涵養と専門的な研究とともに、専門領域を横断する交流により学際的な視野に立ち、斬新な視点による多面的研究の可能性を高めます。
4. 修士論文執筆のための段階的プログラムとして、1年次の選択必修科目から2年次の「演習」へと進む専修科目を設置し、指導教員による綿密な個別指導と併せて、複数の教員による助言・検証、ゼミナール形式のものとの学生の相互研鑽を行います。
5. 各科目の学修成果は、シラバス項目の【授業概要と方法】において、定期試験、レポート、授業中の課題、プレゼンテーション、質疑応答などで評価することを示し、その評価方法についても、シラバス項目の【成績評価方法および基準】に明示しています。

各科目の学修成果はシラバスに明示するレポート、小テスト、指導教授や他の大学院生とのディスカッション、「演習」での個別指導などを通して、総合的に評価します。

なお、ディプロマポリシーに学修成果として定めた資質・能力と、カリキュラムとの連関は、カリキュラムマップで示しています。

ディプロマポリシー（学位授与の方針）

総合文化研究科文化・社会学専攻は、近畿大学の建学の精神である実学教育と人格の陶冶に則り、歴史学・現代文化学・社会学・都市学の各コースにおいて、専門的な能力と総合的な視野を持ち、国際社会・地域社会で主体的かつ創造的に活動できる人材を養成します。歴史学コース・現代文化学コースの修了生には修士（文化学）の学位を、社会学コース・都市学コースの修了生には修士（社会学）の学位を授与します。その審査基準については、別途定めた学位論文審査基準を参照してください。学位取得までに修得しておくべき学修成果の要件は以下の通りです。

1. 歴史学コースでは、史資料を適切に扱い、古今東西の人類の営みを客観的に観察し、長期的視野で物事をとらえ、それを鑑として現代を見ることができること。
2. 現代文化学コースでは、現代の社会文化に対するアクチュアルで自発的な問題意識を持ち、身の回りや社会で生起している諸問題に対する鋭敏な洞察力と健全な批判精神を身につけていること。
3. 社会学コースでは、グローバルに展開し、複雑化する現代社会を理論と実践のバランスのとれた総合的な研究を通じて的確に理解し、現代社会が直面する社会問題に取り組み、るべき社会の姿を考えていく能力を体得していること。
4. 都市学コースは都市問題や地域問題を対象に、その解決に向けて実践的な研究を行い、都市社会学・都市地理学・都市計画学・環境政策学などを用いた学際的アプローチによって、まちづくり、地域活性化、観光、環境問題など都市・地域をとりまく現代的課題を探究する能力を有していること。
5. それぞれの研究分野において高度な専門知識を修得するとともに、それを有為に活用する総合的な洞察力、思考力、批判精神を涵養していること。
6. 国際社会や地域社会において広く活躍できる公共的なコミュニケーション能力（言語能力）と、その基礎となる豊かな教養を体得していること。
7. 各専門分野の研究を通して人間の多様な営みに対する普遍的考察を行い、社会の未来を主体的かつ実践的に模索することができる知性と倫理をつねに涵養していること。

修士論文執筆者は、研究科の教員と大学院生の出席のもとでの修士論文発表会で口頭発表を行ったうえで、審査委員会による口頭もしくは筆記試問を受け、別に定める論文審査基準に基づいて採点されます。審査委員会では、副主査から提出された「意見書」をもとに、主査と副主査により「学位論文審査結果の報告書／論文内容の要旨」「論文審査結果の要旨」「学位論文最終試験結果の報告書」を作成し、総合文化研究科委員会において、上記報告書等を配布した上で審査内容の説明を行い、投票によって合否と数値評価を決定します。

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

総合文化研究科文化・社会学専攻には、歴史学コース・現代文化学コース・社会学コース・都市学コースという4コースを設けています。各コースの教育方針と、専攻全体に関わる教育課程の編成方針は、以下の通りです。

1. 歴史学コースでは、人類の形成した諸文明の多様性に関心をもち、真摯に史資料に基づいて人類の営みが時間を経て変容する過程を明らかにし、それに基づいて未来を展望する能力を養います。
2. 現代文化学コースでは、日本および世界でリアル・タイムに起こっている諸事象を広く視野におさめ、多様な見方と柔軟な思考力を身につけながら、社会と人間のあり方について洞察力を深めます。
3. 社会学コースでは、複雑化する現代社会について、理論と実践のバランスのとれた総合的な研究を行い、これを的確に理解することで、現代社会が直面する社会問題の解決について、るべき社会の姿を考えいく能力を養います。
4. 都市学コースでは、まちづくり、地域活性化、観光、環境問題など都市・地域をとりまく現代的課題の所在や解決方法を理解するために、都市社会学・都市地理学・都市計画学・環境政策学・環境情報学に関する専門科目を

設置します。学生は、それらの分野を超えて履修することで、都市問題や地域問題を学際的に捉え、分析し、解決方法を考察する能力を身につけます。

5. 各分野における基軸となる専門科目（選択必修科目）を通して研究テーマを深く掘り下げるとともに、コース間の積極的な相互浸透を図ることによって、専門的な知を有機的に結合する学際的な視点や方法を養います。
6. コースの専門科目に加えて、研究科全体にわたる共通科目を開講し、多様な専門領域に通底する共通の学問的基盤への認識を深めつつ、豊かな学識と幅広い視野から自身の研究を位置づけることを促します。
7. 修士論文作成のための段階的プログラムとして、1年次の選択必修科目から2年次の「演習」へと進む専修科目を設置し、指導教員による綿密な個別指導と併せて、複数の教員による助言・検証、ゼミナール形式のもとでの学生の相互研鑽を行います。

各科目の学修成果は、シラバス項目の【授業概要と方法】において、定期試験、レポート、授業中の課題、プレゼンテーション、質疑応答などで評価することを示し、その評価方法についても、シラバス項目の【成績評価方法および基準】に明示しています。

なお、ディプロマポリシーに学修成果として定めた資質・能力と、カリキュラムとの連関は、カリキュラムマップで示しています。

ディプロマポリシー（学位授与の方針）

総合文化研究科心理学専攻は、近畿大学の建学の精神である実学教育と人格の陶冶に則り、科学的な態度と確かな学識、論理的正当性に裏打ちされた、研究活動を行うだけでなく、人々のウェルビーイングおよび人間の生の基盤である社会の改善・発展にとって必要な解決すべき問題を拾い上げ、その解決に貢献する人材の育成を目的としています。

その目的の達成に向けて、以下の資質・能力を有するとともに、学術的に優れた修士論文を作成した者には、修士（心理学）の学位を授与します。その審査基準については、別途定めた学位論文審査基準を参照してください。

1. 心理学コースでは、人間の心的活動や行動のメカニズムについて、理論的、実証的に究明し、さまざまな環境や社会的場面における心理学的諸問題を見出し、その解決法を探り、生活や生きがいの充実を考えていること。
2. 臨床心理学コースでは、心理学の基礎知識を前提に、医療、教育、産業、福祉、司法などの領域における心理臨床的な実践方法を学び、実証的な研究を行っていること。ならびに、援助技法、査定技法を習得するとともに高い倫理観を持った専門家としての能力を体得していること。
3. それぞれの研究分野において高度な専門知識を修得するとともに、それを有為に活用する総合的な洞察力、思考力、批判精神を涵養していること。
4. 国際社会や地域社会において広く活躍できる公共的なコミュニケーション能力（言語能力）と、その基礎となる豊かな教養を体得していること。
5. 各専門分野の研究を通して人間の多様な営為に対する普遍的考察を行い、社会の未来を主体的かつ実践的に模索することができる知性と倫理をつねに涵養していること。

修士論文執筆者は、研究科の教員と大学院生の出席のもとでの修士論文発表会で口頭発表を行ったうえで、審査委員会による口頭もしくは筆記試問を受け、別に定める論文審査基準に基づいて採点されます。審査委員会では、副主査から提出された「意見書」をもとに、主査と副主査により「学位論文審査結果の報告書／論文内容の要旨」「論文審査結果の要旨」「学位論文最終試験結果の報告書」を作成し、総合文化研究科委員会において、上記報告書等を配布した上で審査内容の説明を行い、投票によって合否と数値評価を決定します。

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

総合文化研究科心理学専攻では、論理的正当性に裏打ちされた研究活動を行い、人々のウェルビーイングおよび社会の改善・発展にとって解決すべき問題を拾い上げ、その解決に貢献する人材の育成を目的として、これを実現するために、心理学コースと臨床心理学コースを設けています。

心理学コースでは、知覚や認知などの基礎的領域から社会心理・産業心理などの応用的領域にわたって人間行動を解説できる知識の修得および新しい知識の生成を目指します。臨床心理学コースでは、基礎的な心理学の土台の上に、地域社会での心のケアとサポートを提供できる専門家の育成を目指します。

1. 心理学コースでは、人間と社会についての理解と問題解決力を養うために、基軸となる専門科目（選択必修科目）を通して研究すべきテーマを深く掘り下げるとともに、専門的な知を有機的に結合する学際的な視点や方法の修得を目指します。
2. 臨床心理学コースでは、公認心理師および臨床心理士に必要とされる心理学の基礎知識、ならびに医療、教育、産業、福祉、司法など関連する領域における心理臨床的な実践方法を学び、実証的な研究を行います。また各種実習科目において援助技法、査定技法を習得するとともに高い倫理観を持った専門家としての能力の習得を目指します。
3. いずれのコースにおいても専門科目に加えて、社会や文化、歴史といった視点も含め人間を総合的に考察するた

めに共通科目を開講し、多様な専門領域に通底する共通の学問的基盤への認識を深めつつ、豊かな学識と幅広い視野から自身の研究を位置づけることを目指します。

4. 学術的に優れた修士論文の作成を目指し、段階的なプログラムを設けています。1年次の選択必修科目から2年次の「演習」へと進む専修科目を設置し、指導教員による綿密な個別指導と併せて、ゼミナール形式のもとでの学生の相互研鑽や、各種発表会等での複数の教員による助言・検証により、研究を練り上げていきます。

各科目の学修成果は、シラバス項目の「授業概要と方法」において、定期試験、レポート、授業中の課題、プレゼンテーション、質疑応答などで評価することを示し、その評価方法についても、シラバス項目の「成績評価方法および基準」に明示しています。また、修士論文については、「近畿大学大学院総合文化研究科における修士論文の評価基準」に沿って、ループリック評価により数値化して、その成果を確認します。

なお、ディプロマポリシーに学修成果として定めた資質・能力と、カリキュラムとの連関は、カリキュラムマップで示しています。

令和7年度 近畿大学学年暦（大学院）

4月1日(火)	令和7年度 年度始め
4月2日(水)	入学式（東大阪キャンパス・農学・医学・生物理工学）
4月3日(木)	産業理工学研究科入学式
4月4日(金)	システム工学研究科入学式
4月上旬	令和7年度 履修指導および履修登録※ 履修登録期間は各研究科毎に設定
4月7日(月)	前期授業開始※
7月5日(土)	令和8年度 博士前期・修士課程 学内推薦入学選考
8月5日(火)	前期授業終了（試験期間を含む）※
8月6日(水)～ 9月11日(木)	夏 期 休 暇 ※
9月12日(金)	後 期 授 業 開 始 ※
9月13日(土)	令和8年度 博士前期・修士課程 入学選考 令和8年度 博士後期・博士課程 入学選考 (法学・経済学・医学研究科を除く研究科実施)
11月上旬	大 学 祭 (休 講) ※
11月5日(水)	大 学 創 立 記 念 日
12月22日(月)	年 内 授 業 終 了 ※
12月23日(火)～ 1月7日(水)	冬 期 休 暇 ※
1月8日(木)	授 業 再 開 ※
1月10日(土)	令和8年度 博士課程 入学選考【薬学研究科（薬学専攻）・医学研究科のみ】
2月21日(土)	令和8年度 博士前期・修士課程 入学選考 令和8年度 博士後期・博士課程 入学選考
3月19日(木)	学位記授与式（東大阪キャンパス）
3月31日(火)	令 和 7 年 度 年 度 終 了

※東大阪キャンパスについて記載

沿革（大学院関係）

大正 14年	大阪専門学校設立
昭和 18年	大阪理工科大学設立
24年	新学制により大阪理工科大学、大阪専門学校を合併し、近畿大学設立
26年	財団法人近畿大学を学校法人近畿大学に名称変更
27年	大学院商学研究科、化学研究科修士課程設置
45年	大学院工学研究科(応用化学、機械工学、土木工学、建築学、電子工学)修士課程、法学研究科(法律学)修士課程、商学研究科(商学)博士課程設置
47年	大学院工学研究科(応用化学、機械工学、土木工学、電子工学)、化学研究科(化学)、法学研究科(法律学)各博士課程設置
55年	大学院医学研究科(生理学系、病理学系、社会医学系、内科学系、外科学系)博士課程、薬学研究科(薬学)修士課程設置
60年	大学院薬学研究科(薬学)博士課程、農学研究科(農学、農芸化学)修士課程設置
61年	大学院農学研究科(水産学)修士課程設置
平成 元年	大学院農学研究科(農学、水産学、農芸化学)博士課程、経済学研究科(経済学)修士課程設置
3年	大学院経済学研究科(経済学)博士課程設置
4年	大学院産業技術研究科(物質工学、電子情報工学)修士課程設置
6年	大学院芸術研究科(日本文学、英米文学、国際文化)、工業技術研究科(物質化学、建築学)、産業技術研究科(造形学、経営工学)各修士課程、産業技術研究科(物質工学、電子情報工学)博士課程設置
8年	大学院工業技術研究科(システム制御専攻、生産システム専攻)修士課程、(物質化学専攻)博士課程、産業技術研究科(造形学専攻、経営工学専攻)博士課程設置
9年	大学院生物理工学研究科(生物工学専攻、電子システム情報工学専攻、機械制御工学専攻)修士課程設置
10年	大学院工業技術研究科(システム設計工学)博士後期課程設置
11年	大学院総合理工学研究科(理学専攻、物質系工学専攻、メカニクス系工学専攻、エレクトロニクス系工学専攻、環境系工学専攻)博士前期課程、後期課程、農学研究科(国際資源管理学専攻)修士課程、生物理工学研究科(生物工学専攻、電子システム情報工学専攻)博士後期課程設置 大学院化学研究科、工学研究科学生募集停止 大学院農学研究科農芸化学専攻を応用生命化学専攻に名称変更
15年	大学院芸術研究科英米文学専攻を英語英米文学専攻に名称変更
16年	法科大学院開設 大学院総合理工学研究科に東大阪モノづくり専攻修士課程設置
17年	大学院農学研究科改組により、農業生産科学専攻、水産学専攻、応用生命化学専攻、環境管理学、バイオサイエンス専攻設置 大学院工業技術研究科改組により、システム工学研究科(システム工学専攻)博

	士前期課程、後期課程設置
20年	大学院総合理工学研究科に東大阪モノづくり専攻博士後期課程設置 大学院医学研究科改組により医学系専攻設置
22年	大学院薬学研究科薬科学専攻修士課程設置
24年	大学院薬学研究科薬科学専攻博士後期課程、薬学専攻博士課程設置
25年	大学院産業理工学研究科修士課程設置（産業技術研究科から改組）
26年	大学院総合文化研究科修士課程設置（芸術研究科から改組） 大学院生物理工学研究科電子システム情報工学専攻、機械制御工学専攻から生体 システム工学専攻へ改組
27年	大学院総合理工学研究科建築デザイン専攻修士課程設置 大学院産業理工学研究科博士後期課程設置（産業技術研究科から改組）
28年	大学院生物理工学研究科生体システム工学専攻博士後期課程設置
30年	法科大学院学生募集停止
令和 3年	法科大学院廃止
令和 5年	実学社会起業イノベーション学位プログラム設置

近畿大学大学院学則【抜粋】

昭和 27 年 4 月 1 日
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日
詳細はホームページにて公開します

第 1 章 総 則

(目的)

- 第 1 条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 本大学院は建学の精神に沿った教育理念を実践するため、研究科（法学研究科、商学研究科、経済学研究科及びシステム工学研究科を連係協力研究科とする研究科等連係課程実施基本組織である実学社会起業イノベーション学位プログラムを含む。以下同じ。）、専攻ごとに人材の養成に関する目的及びその他教育・研究上の具体的な目的を別記のとおり定めるものとする。

(課程)

- 第 2 条 本大学院に修士課程及び博士課程をおく。
- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 3 博士課程は、専門分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 4 博士課程は、前期課程と後期課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、その前期 2 年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。ただし、医学研究科並びに薬学研究科薬学専攻においては、前期、後期に区分しない。

(研究科・専攻)

- 第 4 条 本大学院に次の研究科・専攻をおく。
- 法 学 研 究 科 法律学専攻
- 商 学 研 究 科 商学専攻
- 経 済 学 研 究 科 経済学専攻
- 総合理工学研究科 理学専攻 物質系工学専攻 メカニックス系工学専攻 エレクトロニクス系工学専攻
環境系工学専攻 建築デザイン専攻 東大阪モノづくり専攻
- 薬 学 研 究 科 薬学専攻 薬科学専攻
- 総合文化研究科 日本文学専攻 英語英米文学専攻 文化・社会学専攻 心理学専攻
ただし、修士課程とする。
- 農 学 研 究 科 農業生産科学専攻 水産学専攻 応用生命化学専攻 環境管理学専攻
バイオサイエンス専攻
- 生物理工学研究科 生物工学専攻 生体システム工学専攻
- システム工学研究科 システム工学専攻
- 産業理工学研究科 産業理工学専攻
- 医 学 研 究 科 医学系専攻
- 実学社会起業イノベーション学位プログラム

(修業年限)

第 5 条 本大学院の修士課程の標準修業年限は、2 年とする。

- 2 博士課程の標準修業年限は、5 年とし、前期課程（以下「博士前期課程」という。）の標準修業年限は 2 年、後期課程（以下「博士後期課程」という。）の標準修業年限は、3 年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、医学研究科並びに薬学研究科薬学専攻博士課程の標準修業年限は、4 年とする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、学生が職業を有しているなどの事情がある場合には、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科委員会（学位プログラム委員会を含む。以下同じ。）の議を経て、学長は、その計画的な履修を認めることができる。

第 2 章 教 育 課 程

(教育方法)

第 7 条 本大学院の教育は授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(履修方法)

第 8 条 各研究科における授業科目、単位数及び履修方法は、別表(1)のとおりとする。

(単位基準)

第 9 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮するものとする。

- 2 各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育研究上必要があると認められる場合は、この期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。
 - (1) 講義及び演習等についての授業科目は、原則として 15 時間から 30 時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実験的・臨床的研究等についての授業科目は、30 時間から 45 時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (3) 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は研究のうち二つ以上の方の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、第 1 号及び第 2 号に規定する基準を考慮して定める。
- 3 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、その学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる授業科目を開設する場合には、これらに必要な学修等を考慮して、その単位数を別に定めることができる。

(専修科目)

第 10 条 各研究科の選択必修の授業科目の中から選定した 1 科目をその学生の専修科目とする。ただし、農学研究科においては、専攻分野の中から選定した 1 分野の授業科目を、また医学研究科においては専攻分野の中から選定した 1 分野の選択必修科目をその学生の専修科目とする。

(指導教員)

第 11 条 専修科目を担当する教員をその学生の指導教員とする。

- 2 学生は、指導教員の研究指導並びに授業科目の選択等研究一般に関する指導を受けなければならない。

(他の大学院における授業科目の履修)

第 12 条 各研究科委員会において教育研究上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、15 単位を超えない範囲で、現に在籍している課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 各研究科委員会において教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所等と予め協議のうえ、学生が

当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程又は博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(本大学院の他の研究科における授業科目の履修)

第12条の2 各研究科委員会において教育研究上有益と認めるときは、本大学院の他の研究科の授業科目を履修させることができること

- 2 前項の規定により修得した単位は、現に在籍している課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。単位認定の上限は別途定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第12条の3 各研究科委員会において教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について履修した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、現に在籍している課程に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、現に在籍している課程において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。
- 3 第1項、第12条第2項又は第12条の2第2項の定めにより修得したものとみなし、与えることのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程)

第13条 本大学院において、教育職員免許状を取得しようとする者は、各研究科配当の関係科目の中から教育職員免許法及び同施行規則に定める必要な単位数を修得しなければならない。ただし、一種免許状の取得資格を有する者に限る。

第14条 本大学院において、取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

研究科	専攻	免許状の種類
法学研究科	法律学専攻	高等学校専修公民
商学研究科	商学専攻	高等学校専修商業
経済学研究科	経済学専攻	高等学校専修地理歴史 高等学校専修公民 高等学校専修商業
総合理工学研究科	理学専攻	中学校専修数学 高等学校専修数学 中学校専修理科 高等学校専修理科
		中学校専修理科 高等学校専修理科
		中学校専修工芸 高等学校専修工芸
		中学校専修工芸 高等学校専修工芸
	物質系工学専攻	中学校専修工芸 高等学校専修工芸
	メカニックス系工学専攻	中学校専修工芸 高等学校専修工芸
	エレクトロニクス系工学専攻	中学校専修工芸 高等学校専修工芸
	環境系工学専攻	中学校専修工芸 高等学校専修工芸
	日本文学専攻	中学校専修国語 高等学校専修国語
	英語英米文学専攻	中学校専修英語 高等学校専修英語
総合文化研究科	文化・社会学専攻	中学校専修社会 高等学校専修地理歴史 高等学校専修公民
		中学校専修公民 高等学校専修公民
		中学校専修公民 高等学校専修公民
	農業生産科学専攻	高等学校専修農業
	水産学専攻	高等学校専修水産
農学研究科	応用生命化学専攻	中学校専修理科 高等学校専修理科
	環境管理学専攻	高等学校専修農業
	バイオサイエンス専攻	中学校専修理科 高等学校専修理科
	生物学専攻	中学校専修理科 高等学校専修理科
	生体システム工学専攻	中学校専修数学 高等学校専修数学

システム工学研究科	シス テ ム 工 学 専 攻	中 学 校 専 修 理 科
		高 等 学 校 専 修 理 科
産業理工学研究科	産 業 理 工 学 専 攻	中 学 校 専 修 技 術
		高 等 学 校 専 修 工 業
産業理工学研究科	産 業 理 工 学 専 攻	高 等 学 校 専 修 情 報
		高 等 学 校 専 修 工 業

第 3 章 試験及び課程の修了

(試験)

第15条 大学院における正規の授業を受けて、所定の授業科目を履修した者に対しては、学期末又は学年末に試験を行う。ただし、研究報告の提出をもってこれに代えることができる。

(成績・単位)

第16条 試験の成績は優・良・可及び不可で示し、可以上を合格とする。ただし、演習及び実験については、「合格」をもって示すことがある。

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(課程の修了)

第17条 修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格した者をもって修士課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第2条第4項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合、前項に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとができる。
- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
 - (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査
- 3 博士後期課程に3年以上（医学研究科並びに薬学研究科薬学専攻博士課程においては4年以上。）在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者をもって博士課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上、また医学研究科並びに薬学研究科薬学専攻にあっては、博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、本学則第36条第1項第4号の規定により、大学院への入学資格に関し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者をもってその課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。医学研究科並びに薬学研究科薬学専攻にあっては、この規定は適用しない。

(最長在学年数)

第18条 本大学院における最長在学年数は、修士課程及び博士前期課程においては4年、博士後期課程においては6年とする。医学研究科並びに薬学研究科薬学専攻博士課程においては8年とする。

第 4 章 学位及びその授与

(修士の学位)

第19条 修士の学位は、修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

2 修士の学位は、その修了した研究科に応じて次のとおり区分する。

法学研究科 修士(法学)(近畿大学)

商学研究科 修士(商学)(近畿大学)

経済学研究科 修士(経済学)(近畿大学)

総合理工学研究科 修士(理学)(近畿大学)

修士(工学)(近畿大学)

修士(建築学)(近畿大学)

薬学研究科 修士(薬科学)(近畿大学)

総合文化研究科 修士(文学)(近畿大学)

修士(文化学)(近畿大学)

修士(社会学)(近畿大学)

修士(心理学)(近畿大学)

農学研究科 修士(農学)(近畿大学)

生物理工学研究科 修士(工学)(近畿大学)

システム工学研究科 修士(工学)(近畿大学)

産業理工学研究科 修士(工学)(近畿大学)

実学社会起業
イノベーション 修士(学術)(近畿大学)

学位プログラム

(博士の学位)

第20条 博士の学位は、博士後期課程(医学研究科並びに薬学研究科薬学専攻においては博士課程)を修了した者に授与する。

法学研究科 博士(法学)(近畿大学)

商学研究科 博士(商学)(近畿大学)

経済学研究科 博士(経済学)(近畿大学)

総合理工学研究科 博士(理学)(近畿大学)

修士(工学)(近畿大学)

薬学研究科 博士(薬学)(近畿大学)

修士(薬科学)(近畿大学)

農学研究科 博士(農学)(近畿大学)

生物理工学研究科 博士(工学)(近畿大学)

システム工学研究科 博士(工学)(近畿大学)

産業理工学研究科 博士(工学)(近畿大学)

医学研究科 博士(医学)(近畿大学)

第21条 前条第1項に定めるもののほか、本大学院の博士課程を経ずして博士の学位を得ようとする者について、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認されたとき博士の学位を授与する。

(論文審査)

第22条 修士の学位論文又は特定の課題についての研究成果は、在学期間中に提出し、審査を終了するものとする。

2 博士の学位又は特定の課題についての研究成果は、本大学院において論文又は特定の成果課題を受理した後、1年

以内に審査を終了するものとする。

第23条 学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査は、専修科目及びこれに関連のある科目的教員によってこれを
行う。ただし、必要がある場合は他の審査委員（本学他研究科教員、他大学教員等学外審査委員を含む）を加える
ことができる。

- 2 最終試験は学位論文又は特定の課題についての研究成果を中心にして、これに関連ある科目について行う。
- 3 学位授与は、学長がこれを行う。

(学位規程)

第24条 学位及びその授与については、本章のほか近畿大学学位規程に定める。

第 5 章 教員組織及び運営機構（省略）

第 6 章 学年・学期及び休業日

(学年・学期)

第32条 本大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

- 2 学年は、これを2期に分け、4月1日から9月20日までを前期とし、9月21日から翌年3月31日までを後期とする。
- 3 学長は、前項の後期開始日を変更することができる。なお、後期開始日を変更した場合は、その前日をもって前期の終了とする。

(休業日)

第33条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日・国民の祝日・本学創立記念日（11月5日）
- (2) 春期休暇 3月20日から4月9日まで
- (3) 夏期休暇 7月21日から9月20日まで
- (4) 冬期休暇 12月21日から翌年1月9日まで

- 2 学長は、前項各号に規定する休業日を変更し、又は臨時休業の日を定めることができる。

第 7 章 入学・転学・休学・退学・除籍・復学・再入学及び復籍

(入学)

第34条 入学時期は、毎年4月とする。ただし、教育上有益と認めるときは、9月に入学を認めることができる。

(入学資格)

第35条 修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別

に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達した者

(9) 本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 医学研究科並びに薬学研究科薬学専攻博士課程に入学することのできる者は次の各号の一に該当するものとする。

(1) 大学の医学・歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を卒業した者

(2) 外国において学校教育における18年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達した者

(5) 本大学院において第1号に定める課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第36条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 専門職学位を有する者

(3) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 本大学院において個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達した者

(8) 大学を卒業した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学・進学試験)

第37条 本大学院に所定の手続きを経て出願した者のうち、本大学院が行う入学試験に合格した者に対して入学を許可する。

2 本大学院博士前期課程修了者が博士後期課程に進学を志願するときは、前項に準じ進学試験を行う。

(入学手続)

第38条 入学を許可された者は、指定された期日までに別表(2)に定める入学金及び授業料並びに関係諸会費を納入するとともに、学生規程に定める手続に従い入学手続を完了しなければならない。

(休学)

第39条 病気その他やむを得ない理由で3ヵ月以上就学できないときは、その事実を証明する書類を添えて願い出て、その許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、休学を許可された日から当該学期末又は当該年度末までとする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き休学を許可することができる。

3 休学できる期間は、連続して2年以内、通算して修業年限以内とする。

4 休学中の期間は、在学年数に算入しない。

5 休学中は、別に定める在籍料を納入しなければならない。

(復学)

第40条 休学者が休学の理由がやんだときは、復学を願い出てその許可を得て復学することができる。

(退学)

第41条 本大学院を退学しようとする者は、退学届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りでない。

(除籍)

第41条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- (1) 第18条に定める最長在学年数を超えた者
- (2) 第39条第2項に定める休学を許可された期間を超えてなお復学又は退学しない者
- (3) 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者
- (4) 新入生で学生証の交付手続きを行わない者、その他本大学において修学する意思がないと認められる者
- (5) 1年間以上にわたり行方不明の者

(再入学)

第42条 本学則第41条の規定によって退学した者が、退学した年度から起算して翌年度又は翌々年度の3月1日から3月7日までに再入学を願い出たときは、学年の始めに限り審査のうえ、許可することができる。

- 2 本学則第41条の規定によって退学した者のうち、標準修業年限を在学するとともに所定の単位を修得していた者が、博士論文の提出を目的として再入学を願い出たときは、審査のうえ、許可することができる。ただし、退学の日から3年以内に願い出た者に限る。
- 3 再入学後の在学年限は、退学前の在学年数を通算して本学則第18条に規定する最長在学年数を超えることができない。

(復籍)

第42条の2 学費未納による除籍者については、別に定めるところにより審査のうえ、復籍を許可することができる。

(転学)

第43条 本大学院から他の大学院に転学しようとする者は、理由を付して、願い出て許可を得なければならない。

(強制休学)

第44条 校医が健康上の理由により修学が不適当と認めた学生に対しては、休学を命ずることがある。

第 8 章 学 費 等

(学費等)

第45条 入学金及び授業料並びに入学検定料の額は、別表(2)のとおりである。

(授業料等の納付)

第46条 授業料及び関係諸会費（以下「授業料等」という。）は、毎学期始め所定の期日までに納付しなければならない。ただし、事情によって別に定めるところによりこれを分納することができる。

- 2 学期の中途中で退学した者又は除籍された者も、当該期分の授業料等を納入しなければならない。

(学費納入要項)

第47条 学費等については、この学則に定めるほか、別に定める学費納入要項による。

第 9 章 賞 罰

(表彰)

第48条 品行方正、学力優秀な者又は奇特の行為のあった者に対しては、これを表彰することがある。

(懲戒)

第49条 学則その他諸規則に違反し、本学の秩序を乱し、又は性行不良その他学生の本分にもとる行為のあった者に対しては、懲戒として情状により譴責、停学又は退学の処分を行う。

2 次の各号の一に該当する者には退学を命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込がないと認められる者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第49条の2 前2条の表彰及び懲戒は、必要に応じ賞罰委員会又は大学協議会で審議するものとする。

2 賞罰委員会に関する事項は、別に定める。

附 則

この学則の改正は、令和7年4月1日から施行する。

第 10 章 委託生・科目等履修生・研究生及び外国人留学生（省略）

第 11 章 奨学生（省略）

第 12 章 研究及び厚生施設（省略）

第 13 章 雜則（省略）

別表（省略）

別記（省略）

近畿大学学位規程【抜粋】

昭和45年4月1日
最終改正：令和7年4月1日
詳細はホームページにて公開します

第1章 総則

(制定)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）の規定に基づき、本学の学位に関する事項を定めたものである。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

(修士及び博士)

法学研究科	修士（法学）	博士（法学）
商学研究科	修士（商学）	博士（商学）
経済学研究科	修士（経済学）	博士（経済学）
総合理工学研究科	修士（理学） 修士（工学） 修士（建築学）	博士（理学） 博士（工学）
薬学研究科	修士（薬科学）	博士（薬学） 博士（薬科学）
総合文化研究科	修士（文学） 修士（文化学） 修士（社会学） 修士（心理学）	
農学研究科	修士（農学）	博士（農学）
生物理工学研究科	修士（工学）	博士（工学）
システム工学研究科	修士（工学）	博士（工学）
産業理工学研究科	修士（工学）	博士（工学）
医学研究科		博士（医学）
実学社会起業イノベーション学位プログラム	修士（学術）	

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本大学院修士課程又は博士前期課程に2年以上（近畿大学大学院学則第17条ただし書きの適用を受けることが認められた者は1年以上）在学し、正規の授業を受け、各研究科において定められた単位数（別表1）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して大学院委員会の議を経て学長がこれを授与する。ただし、前項の場合において、当該博士課程の前期課程又は修士課程の目的に応じ適當と認められるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本大学院博士後期課程に3年以上（医学研究科博士課程及び薬学研究科薬学専攻博士課程において原則として4年以上）在学し、正規の授業を受け、各研究科において定められた単位数（別表1）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して大学院委員会の議を経て学長がこれを授与する。

2 前項の定めるもののほか、博士の学位は、所定の学位論文の審査及び最終試験に合格し、かつ、前項に該当する者と同等以上の学力を有することを確認された者に対しても授与する。

第2章 修士の学位

(修士論文の提出)

第7条 修士の学位論文（以下「修士論文」という。）は、指導教員の承認と指導の下に作成、提出するものとする。

- 2 修士論文を提出しうる者は、既に所定の単位を修得した者又は論文審査終了までに修得する見込みのある者で、かつ、外国語の学力等に関する検定に合格した者とする。ただし、研究科委員会が認めたときは、外国語の学力等に関する検定を免除することができる。
- 3 修士論文は、指導教員を通じて研究科委員会に提出しなければならない。
- 4 修士論文提出の期限は、研究科内規に定める。

(修士論文の審査)

第8条 修士論文の審査は、当該研究科委員会の定める審査委員によってこれを行う。

- 2 修士論文の審査は、その論文に関連ある博士前期課程（修士課程）担当教員3名以上をもっててあり、そのうち1名が主査を務める。ただし、必要があるときは、他の審査委員（本学他研究科教員、他大学教員等学外審査委員を含む）を加えることができる。

(最終試験)

第9条 修士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって前条の審査委員が修士論文を中心として口頭又は筆答試問によって行う。ただし、必要により関連のある科目について行うこともある。

(修士論文合格基準)

第10条 修士論文は、当該専攻の学問分野における精深な学識と研究能力を有すると認めた者をもって合格とする。

(審査の時期)

第11条 修士論文の審査及び最終試験の時期は、研究科内規に定める。

(合否の決定)

第12条 審査委員は、論文審査及び最終試験が終了したときは、審査及び試験の結果に学位授与の可否についての意見を添えて研究科委員会に報告しなければならない。

- 2 研究科委員会は、前項の審査報告に基づき、論文の審査及び最終試験の合否を議決しなければならない。
3 前項の議決には、研究科委員会の構成員の3分の2以上が出席し、その過半数の同意を要する。

(学位の授与)

第13条 研究科委員会は、合否の議決結果に意見を付し、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。

- 2 学長は、前項の合否の議決結果報告に基づき、修士の学位を授与する。

第3章 博士の学位

第1節 課程修了による学位

(博士論文の提出)

第14条 博士の学位論文（以下「博士論文」という。）は、指導教員の承認と指導の下に作成、提出するものとする。

- 2 博士論文を提出しうる者は、既に所定の単位を修得した者又は論文審査終了までに修得する見込みのある者で、かつ外国語の学力等に関する検定に合格した者とする。
3 博士論文は、指導教員を通じて研究科委員会に提出しなければならない。
4 博士論文提出の期限は、研究科内規に定める。
5 博士論文を提出し得る期間は、大学院学則第18条に規定する最長在学年数を超えることができない。この場合において、博士論文は在学中に提出するものとする。

(博士論文の審査)

第15条 博士論文の審査は、当該研究科委員会の定める審査委員によってこれを行う。

- 2 博士論文の審査は、その論文に関連ある博士後期課程担当教員3名以上をもっててあり、そのうち1名が主査を務める。ただし、必要があるときは、他の審査委員（本学他研究科教員、他大学教員等学外審査委員を含む）を加えることができる。

(最終試験)

第16条 博士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって前条の審査委員が博士論文を中心として口頭又は筆答試問によって行う。ただし、必要により関連ある科目について行うこともある。

(博士論文合格基準)

第17条 博士の学位論文は、当該専攻の学問分野における独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加えるとともに専攻分野に関して研究を指導する能力があると認めた者をもって合格とする。

(審査の時期)

第18条 博士論文の審査及び最終試験の時期は、研究科内規に定める。

(合否の決定)

第19条 審査委員は、論文審査及び最終試験が終了したときは、論文内容の要旨、審査結果の要旨及び試験の結果に学位授与の可否についての意見を添えて、研究科委員会に報告しなければならない。

- 2 研究科委員会は、前項の審査報告に基づき、論文の審査及び最終試験の合否を議決しなければならない。
3 前項の議決には、研究科委員会の構成員の3分の2以上が出席し、無記名投票によりその3分の2以上の同意を要する。

(学位の授与)

第20条 研究科委員会は、合否の議決結果に意見を付し、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。

2 学長は、前項の合否の議決結果報告に基づき、博士の学位を授与する。

第2節 論文提出による学位

(論文提出による学位の授与)

第21条 研究科委員会が第5条第2項の規定に該当する者と確認したときは、意見を付し大学院委員会の議を経て、学長に報告する。

2 学長は、前項の報告に基づき、博士の学位を授与する。

(学位申請手続)

第22条 前条の規定により学位を申請する者は、学位申請書に博士論文、論文要旨、履歴書、論文目録及び別に定める審査手続料を添えて研究科委員会を通じて学長に提出しなければならない。

2 前項により提出する論文には参考として他の論文を添付することができる。

(学位申請論文の受理)

第24条 学位申請論文は、研究科委員会の決定によりこれを受理する。

2 一旦受理した博士論文及び審査手数料は、これを返還しない。

(学力の確認)

第25条 第21条により博士論文を受理したときは、当該申請者について、その専攻学術に関する学力の確認及び外国語の学力等に関する検定を行ったうえで審査に附する。ただし、研究科委員会が業績、経歴等により学力の確認を行いうる認めたときは、検定の全部又は一部を免除することができる。

2 専攻学術及び外国語に関する学力の確認は、博士課程所定の単位を修得した者と同等以上の学力の有無を口頭又は筆答試問によって行う。

3 本条に規定する学力確認の方法は、研究科委員会が定める。

(博士論文の審査方法)

第27条 第21条による学位申請者の博士論文の審査試問及び判定等については、第15条、第16条、第17条及び第19条の規定を準用する。

2 博士論文の審査試問は、第25条に規定する学力の確認を行った後1ヵ年以内に終了するものとする。ただし、研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査手数料)

第28条 第7条、第14条又は第21条の規定により博士論文を提出して審査を申請する者は、審査手数料を納付しなければならない。ただし、審査手数料は別表2に定める。

第3節 学位論文の公表

(学位論文要旨等の公表)

第29条 本大学において、博士の学位を授与したときは、その学位を授与した日から3ヵ月以内にその学位論文の内容の要旨及び審査の要旨について、インターネットの利用による公表（以下「ネット公表」という。）を行う。

(学位授与の報告)

第30条 本大学において、博士の学位を授与したときは、大学は学位を授与した日から1ヵ月以内に授与した者の氏名、論文の審査要旨、最終試験の成績その他必要事項を文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文の公表)

第31条 本大学において、博士の学位を授与された者は、1ヵ年以内にその論文を「近畿大学審査学位論文」と明記して、ネット公表しなければならない。ただし、学位の授与される前にすでにネット公表されているときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該論文の全文に代えて内容を要約したものをネット公表することについて、本大学に承認を求めることができる。なお、本大学は、要約によるネット公表について承認を行ったときは、当該論文の全文を求めて応じ閲覧に供するものとする。

第4章 雜則

(学位の取消)

第32条 本大学において、学士、修士又は博士の学位の授与を受けたものに、次の事実があった場合、当該学部教授会、研究科委員会及び大学院委員会は、その内容を審議し意見を付して学長に報告するものとする。

(1) 不正の方法によって学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 名誉を汚辱する行為があったとき。

2 前項の学部教授会、研究科委員会及び大学院委員会の議決は、それぞれ構成員の3分の2以上が出席し、無記名投票

によりその3分の2以上の同意を要する。

3 学長は、第1項の報告に基づき、学位の授与を取消し、学位記を返付せしめ、かつその旨公表する。

(学位の名称)

第33条 本学から学位を授与された者が、学位の名称を使用する場合は、次のように本大学名を附記するものとする。

修士(○○)(近畿大学) 博士(○○)(近畿大学)

(学位論文の保存)

第34条 審査を終了した学位論文の1部(1通)は、本大学図書館に保存する。

(学位記の様式等)

第35条 学位記の様式及び学位の申請に必要な書類の様式は、別紙のとおりとする。

別表1

博士前期(修士)課程・博士後期・博士課程・専門職学位課程修了に要する単位数

研究科・専攻	博士前期 修業 士課程	博士後期課程	博士課程
法学研究科 法律学専攻	専修科目 8単位 研究倫理 1単位 専修科目以外の科目 23単位以上 合計 32単位以上	専修科目 16単位 研究倫理 1単位 専修科目以外の科目 3単位以上 合計 20単位以上	
商学研究科 商学専攻	専修科目 10単位 専修科目以外の科目 20単位以上 合計 30単位以上	専修科目 16単位 合計 16単位以上	
経済学研究科 経済学専攻	専修科目 10単位 専修科目以外の科目 20単位以上 合計 30単位以上	専修科目 16単位 専修科目以外の科目 4単位以上 合計 20単位以上	
総合理工学研究科 理学専攻 物質系工学専攻 メカニックス系工学専攻 エレクトロニクス系工学専攻 環境系工学専攻 建築デザイン専攻 東大阪モノづくり専攻	専修科目 2単位 特別研究 12単位 専修科目以外の科目 16単位以上 合計 30単位以上	専修科目 8単位 専修科目以外の科目 2単位以上 合計 10単位以上	
	専修科目 2単位 特別研究 16単位 特別演習 4単位 専修科目以外の科目 14単位以上 合計 36単位以上	専修科目 10単位 演習科目 8単位 専修科目以外の科目 2単位以上 合計 20単位以上	

研究科・専攻	博士前期課程 修	博士後期課程	博士課程
薬学研究科 薬科学専攻 (博士前期課程) (博士後期課程) 薬学専攻 (博士課程)	専修科目 20 単位 専修科目以外の科目 10 単位以上 合計 30 単位以上	専修科目 18 単位 専修科目以外の科目 11 単位以上 合計 29 単位以上	臨床薬学コース 専修科目 20 単位 専修科目以外の科目 16 単位以上 合計 36 単位以上 医療生命薬学コース 専修科目 20 単位 専修科目以外の科目 16 单位以上 合計 36 单位以上 がん専門薬剤師養成コース 専修科目 10 単位 専修科目以外の科目 26 单位以上 合計 36 单位以上
総合文化研究科 日本文学専攻 英語英米文学専攻 文化・社会学専攻 心理学専攻	専修科目 8 単位 専修科目以外の科目 22 単位以上 合計 30 単位以上		
農学研究科 農業生産科学専攻 水産学専攻 応用生命化学専攻 環境管理学専攻 バイオサイエンス専攻	専修科目 18 単位以上と専修 科目以外の科目とを合わせて 合計 30 単位以上	専修科目 18 単位 専修科目以外の科目 4 单位以上 合計 22 単位以上	
生物理工学研究科 生物工学専攻 生体システム工学専攻	専修科目 4 単位 特別研究及び必修科目 18 単位 専修科目以外の科目 8 单位以上 合計 30 単位以上 専修科目 4 单位 特別研究及び必修科目 18 单位 専修科目以外の科目 8 单位以上 合計 30 単位以上	専修科目 6 单位 合計 6 单位以上 専修科目 6 单位 専修科目に関連する特別演習 科目 2 单位 合計 8 单位以上	
システム工学研究科 システム工学専攻	専修科目 2 单位 特別研究 12 单位 専修科目以外の科目 16 单位以上 合計 30 単位以上	専修科目 6 单位 専修科目以外の科目 4 单位以上 合計 10 单位以上	
産業理工学研究科 産業理工学専攻	専修科目 2 单位 特別研究 12 单位 セミナー 4 单位 専修科目以外の科目 基礎共通科目 4 单位以上 関連科目 8 单位以上 合計 30 単位以上	専修科目 4 单位 専修科目に関連する演習科目 6 单位 合計 10 单位以上	

研究科・専攻	博士前期課程 修	博士後期課程	博士課程
医学研究科 医学系専攻			専修科目 24 単位以上 選択科目から 6 単位以上 合計 30 単位以上
実学社会起業イノベーション学位プログラム	特別研究及び必修科目 38 単位 選択必修科目 2 単位以上 合計 40 単位以上		

別表2

種類	区分	研究科名	審査手数料
博士学位	課程修了者の学位申請	法 学	無料
		商 学	
		経 済 学	
		総 合 理 工 学	
		薬 学	
		農 学	
		生 物 理 工 学	
		シス テ ム 工 学	
		産 業 理 工 学	
		医 学	50,000 円
論文提出による者の学位申請		法 学	(1) 本学園の専任教職員の場合： 50,000 円 (2) 上記(1)以外の場合： 200,000 円
		商 学	
		経 済 学	
		総 合 理 工 学	
		薬 学	
		農 学	
		生 物 理 工 学	
		シス テ ム 工 学	
		産 業 理 工 学	
		医 学	(1) 本学園の専任教職員の場合： 100,000 円 (2) 大学院医学特別研究生： 250,000 円

I 大学院における学修

1. 履修方法・授業科目・担当教員・主要講義項目

◇総合文化研究科 日本文学専攻

修士課程

《履修方法》

- 2年以上在学し、自専攻の選択必修科目の中から選定した2科目4単位と演習4単位（これらをその学生の専修科目とし、この担当者を指導教員とする）を必修とし、さらに共通科目4単位以上及び専修科目を除く自専攻の授業科目から8単位以上を含む、合計30単位以上を修得しなければならない。
- 他専攻又は本学大学院他研究科から修得した授業科目の単位については、10単位を限度として所定の単位数に充当することができる。なお、心理学専攻臨床心理学コースの科目は履修不可。

授 業 科 目	単 位 数			担 当 教 員
	必 修	選 択 必 修	選 択	
古 典 詩 歌 特 論 A		2		言語・文学コース
古 典 詩 歌 特 論 B		2		
古 典 散 文 特 論 1 A		2		
古 典 散 文 特 論 1 B		2		
古 典 散 文 特 論 2 A			2	
古 典 散 文 特 論 2 B			2	
近 世 文 学 特 論 A		2		
近 世 文 学 特 論 B		2		
近 現 代 文 学 特 論 1 A		2		
近 現 代 文 学 特 論 1 B		2		
近 現 代 文 学 特 論 2 A			2	
近 現 代 文 学 特 論 2 B			2	
日 本 語 学 特 論 1 A			2	
日 本 語 学 特 論 1 B			2	
日 本 語 学 特 論 2 A		2		
日 本 語 学 特 論 2 B		2		
日 本 語 研 究 A			2	
日 本 語 研 究 B			2	
日本文学研究基礎1 A ※1			2	
日本文学研究基礎1 B ※1			2	
日本文学研究基礎2 A ※1			2	
日本文学研究基礎2 B ※1			2	

授 業 科 目	单 位 数			担 当 教 員
	必 修	選 択 必 修	選 択	
フィクション研究 1 A			2	准 教 授
フィクション研究 1 B			2	
フィクション研究 2 A		2		
フィクション研究 2 B		2		
創作・批評特論 1 A		2		
創作・批評特論 1 B		2		
創作・批評特論 2 A		2		
創作・批評特論 2 B		2		
創作・批評特論 3 A		2		
創作・批評特論 3 B		2		
翻訳文学特論 A			2	
翻訳文学特論 B			2	
演習 A ※ 2	2			選択必修科目担当各教員
演習 B ※ 2	2			

授業科目	単位数			担当教員
	必修	選択必修	選択	
学術	学術基礎 1 A		2	非常勤講師 渡邊親文
	学術基礎 1 B		2	
	学術基礎 2 A		2	非常勤講師 渡邊親文
	学術基礎 2 B		2	
	学術統計研究		2	准教授 中川知宏 准教授 上野将敬
日本	日本芸能史特論 A		2	不開講
	日本芸能史特論 B		2	
	日本思想史特論 A		2	非常勤講師 櫻木潤
	日本思想史特論 B		2	
	日本文化史特論 A		2	教授 松岡久美子
	日本文化史特論 B		2	
国際	国際交流特論 A		2	教授 好並晶
	国際交流特論 B		2	
	国際地域社会特論 A		2	准教授 鈴木光祐 准教授 西村香奈絵
	国際地域社会特論 B		2	
地域	都市社会学特論 A		2	非常勤講師 足立真理
	都市社会学特論 B		2	
	地域社会基盤特論 A		2	講師 大野司郎
	地域社会基盤特論 B		2	
	地域福祉特論 A (福祉分野に関する理論と支援の展開)		2	非常勤講師 綾部貴子
	地域福祉特論 B (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)		2	非常勤講師 青野明子

(上記担当教員名は、令和7年4月現在)

※1は外国人留学生特例科目。

※2は2年次配当科目。

◇総合文化研究科 英語英米文学専攻

修士課程

《履修方法》

- 2年以上在学し、自専攻の選択必修科目の中から選定した2科目4単位と演習4単位（これらをその学生の専修科目とし、この担当者を指導教員とする）を必修とし、さらに共通科目4単位以上及び専修科目を除く自専攻の授業科目から8単位以上を含む、合計30単位以上を修得しなければならない。
- 他専攻又は本学大学院他研究科から修得した授業科目の単位については、10単位を限度として所定の単位数に充当することができる。なお、心理学専攻臨床心理学コースの科目は履修不可。

授 業 科 目	単 位 数			担 当 教 員	
	必 修	選 択 必 修	選 択		
ルネサンス文学特論 A		2		教 授	藤 澤 博 康
ルネサンス文学特論 B		2			
イギリス啓蒙主義時代特論 A		2		不 開 講	
イギリス啓蒙主義時代特論 B		2			
イギリス近現代文学特論 A			2	講 師	大 山 美 代
イギリス近現代文学特論 B			2		
アメリカ近現代文学特論 A		2		教 授	辻 和 彦
アメリカ近現代文学特論 B		2			
英 米 文 化 特 論 A		2		教 授	田 中 ち は る
英 米 文 化 特 論 B		2			
比 較 文 学 特 論 A		2		教 授	藤 澤 博 康
比 較 文 学 特 論 B		2			
英 語 圈 文 学 特 論 A		2		准 教 授	松 本 ユ キ
英 語 圈 文 学 特 論 B		2			
英 語 教 育 学 特 論 A		2		准 教 授	藤 永 史 尚
英 語 教 育 学 特 論 B		2			
応 用 言 語 学 特 論 A			2	講 師	吉 田 諭 史
応 用 言 語 学 特 論 B			2		
英 米 文 学 理 論 特 論			2	准 教 授	小 宮 真 樹 子
中 世 英 文 学 特 論			2		
演 習 A ※ 1	2			選 択 必 修 科 目 担 当 各 教 員	
演 習 B ※ 1	2				

授業科目	単位数			担当教員
	必修	選択必修	選択	
学術	学術基礎 1 A		2	非常勤講師 渡邊親文
	学術基礎 1 B		2	
	学術基礎 2 A		2	非常勤講師 渡邊親文
	学術基礎 2 B		2	
	学術統計研究		2	准教授 准教授 中川知宏 上野将敬
日本	日本芸能史特論 A		2	不開講
	日本芸能史特論 B		2	
	日本思想史特論 A		2	非常勤講師 櫻木潤
	日本思想史特論 B		2	
	日本文化史特論 A		2	教授 松岡久美子
	日本文化史特論 B		2	
国際	国際交流特論 A		2	教授 好並晶
	国際交流特論 B		2	
	国際地域社会特論 A		2	准教授 鈴木光祐 准教授 西村香奈絵
	国際地域社会特論 B		2	
地域	都市社会学特論 A		2	非常勤講師 足立真理
	都市社会学特論 B		2	
	地域社会基盤特論 A		2	講師 大野司郎
	地域社会基盤特論 B		2	
	地域福祉特論 A (福祉分野に関する理論と支援の展開)		2	非常勤講師 綾部貴子
	地域福祉特論 B (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)		2	非常勤講師 青野明子

(上記担当教員名は、令和7年4月現在)

※1は2年次配当科目。

◇総合文化研究科 文化・社会学専攻

修士課程

《履修方法》

- 2年以上在学し、自コースの選択必修科目の中から選定した2科目4単位と演習4単位(これらをその学生の専修科目とし、この担当者を指導教員とする)を必修とし、さらに共通科目4単位以上及び専修科目を除く自コースの授業科目から8単位以上を含む、合計30単位以上を修得しなければならない。
- 他専攻・他コース又は本学大学院他研究科から修得した授業科目の単位については、10単位を限度として所定の単位数に充当することができる。なお、心理学専攻臨床心理学コースの科目は履修不可。

授 業 科 目	単 位 数			担 当 教 員	
	必 修	選 択 必 修	選 択		
歴史学コース	日本古代史特論 A		2		教 授 鈴木拓也
	日本古代史特論 B		2		
	日本中近世史特論 A		2		准 教 授 新谷和之
	日本中近世史特論 B		2		
	日本近現代史特論 A		2		教 授 人見佐知子
	日本近現代史特論 B		2		
	考古学特論 A		2		教 授 綱伸也
	考古学特論 B		2		
	民俗学特論 A		2		教 授 藤井弘章
	民俗学特論 B		2		
	西洋古代史特論 A			2	講 師 石田真衣
	西洋古代史特論 B			2	
	西洋近現代史特論 A		2		准 教 授 辻河典子
	西洋近現代史特論 B		2		
現代文化学コース	エジプト学特論 A		2		不 開 講
	エジプト学特論 B		2		
	東洋文化特論 A		2		教 授 上田貴子
	東洋文化特論 B		2		
	哲学・倫理学研究 A		2		准 教 授 白水士郎
	哲学・倫理学研究 B		2		
	ジェンダー研究 A		2		不 開 講
	ジェンダー研究 B		2		
	メディア研究 A		2		教 授 前田益尚
	メディア研究 B		2		
	空間文化特論 A		2		不 開 講
	空間文化特論 B		2		
	身体文化特論 A		2		准 教 授 梅山いつき
	身体文化特論 B		2		
	文化政策特論 A		2		准 教 授 梅原宏司
	文化政策特論 B		2		

授 業 科 目	单 位 数			担 当 教 員
	必 修	選 択 必 修	選 抹	
社会学コース	現代社会特論 1 A		2	
	現代社会特論 1 B		2	不開講
	現代社会特論 2 A		2	教授 松本行真
	現代社会特論 2 B		2	
	現代社会特論 3 A		2	准教授 斎藤暁子
	現代社会特論 3 B		2	
	現代社会特論 4 A		2	教 授 岡本健
	現代社会特論 4 B		2	
	多文化社会特論 1 A		2	准教授 岡野英之
	多文化社会特論 1 B		2	
	理論社会学特論 A		2	教 授 西尾雄志
	理論社会学特論 B		2	
	経験社会学特論 1 A		2	教 授 辻竜平
	経験社会学特論 1 B		2	
都市学コース	経験社会学特論 2 A		2	講師 豊永耕平
	経験社会学特論 2 B		2	
	都市学特論 A		2	
	都市学特論 B		2	非常勤講師 久隆浩
	都市政策特論 A		2	教 授 藤田香
	都市政策特論 B		2	
	地域政策特論 A		2	教 授 石原肇
	地域政策特論 B		2	
	地域社会特論 A		2	教 授 戸井田克己
	地域社会特論 B		2	
	地理情報学特論 A		2	教 授 飯塚公藤
	地理情報学特論 B		2	
	まちづくり特論 A		2	教 授 田中晃代
	まちづくり特論 B		2	
	環境情報科学 A		2	教 授 中田真木子
	環境情報科学 B		2	
	自然環境特論 A		2	教 授 今西亜友美
	自然環境特論 B		2	
	地域経済学特論 A		2	不開講
	地域経済学特論 B		2	
演習 A ※ 1		2		選択必修科目担当各教員
演習 B ※ 1		2		

授業科目	単位数			担当教員
	必修	選択必修	選択	
学術	学術基礎1 A		2	非常勤講師 渡邊親文
	学術基礎1 B		2	
	学術基礎2 A		2	非常勤講師 渡邊親文
	学術基礎2 B		2	
	学術統計研究		2	准教授 中川知宏 准教授 上野将敬
日本	日本芸能史特論A		2	不開講
	日本芸能史特論B		2	
	日本思想史特論A		2	非常勤講師 櫻木潤
	日本思想史特論B		2	
	日本文化史特論A		2	教授 松岡久美子
	日本文化史特論B		2	
国際	国際交流特論A		2	教授 好並晶
	国際交流特論B		2	
	国際地域社会特論A		2	准教授 鈴木光祐 准教授 西村香奈絵
	国際地域社会特論B		2	
地域	都市社会学特論A		2	非常勤講師 足立真理
	都市社会学特論B		2	
	地域社会基盤特論A		2	講師 大野司郎
	地域社会基盤特論B		2	
	地域福祉特論A（福祉分野に関する理論と支援の展開）		2	非常勤講師 綾部貴子
	地域福祉特論B（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）		2	非常勤講師 青野明子

(上記担当教員名は、令和7年4月現在)

※1は2年次配当科目。

◇総合文化研究科 心理学専攻

修士課程

《履修方法》

1. 2年以上在学し、自コースの選択必修科目の中から選定した2科目4単位と演習4単位(これらをその学生の専修科目とし、この担当者を指導教員とする)を必修とし、さらに共通科目4単位以上及び専修科目を除く自コースの授業科目から8単位以上を含む、合計30単位以上を修得しなければならない。

2. 他専攻又は本学大学院他研究科から修得した授業科目の単位については、10単位を限度として所定の単位数に充当することができる。なお、臨床心理学コース以外の学生は臨床心理学コースの科目は履修不可。

授 業 科 目	単 位 数			担 当 教 員						
	必 修	選 択 必 修	選 択	教	授	漆 原 宏 次	堀 塩 中	田 崎 川	美 麻 知 里	保 子 宏
心理学コース	心理 学 研究 法 特 論 A		2		教	授	漆 原 宏 次			
	心理 学 研究 法 特 論 B		2		教	授	堀 塩 中	田 崎 川	美 麻 知 里	保 子 宏
	人 間 関 係 特 論 A		2		教 教	授 授				
	人 間 関 係 特 論 B		2		准 教	授 授				
	基 礎 心 理 学 特 論			2	教	授	漆 原 宏 次			
	人 格 心 理 学 特 論			2	非 常 勤	講 師	三 宅 麻 希			
	認 知 心 理 学 特 論			2	准	教 授	遠 藤 信 貴			
	産 業 心 理 学 特 論			2	准	教 授	佐 藤 望			
	犯 罪 心 理 学 特 論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)			2	非 常 勤	講 師	相 谷 登			
	医 療 心 理 学 特 論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)			2	講 師	非 常 勤	長 中 田 島 道 歩			
臨床心理学コース	臨 床 研 究 法 特 論 A		2		教 教	授 授	小 本 奥 大 直	泉 岡 野 対 井	隆 寛 洋 香 愛	平 子 子 里
	臨 床 研 究 法 特 論 B		2		准 准	教 教				
	臨 床 心 理 学 特 論 A			2	教	授	小 泉 隆	平		
	臨 床 心 理 学 特 論 B			2	教	授	本 岡 寛	子		
	臨 床 心 理 面 接 特 論 A (心理支援に関する理論と実践)			2	准	教 授	奥 野 洋	子		
	臨 床 心 理 面 接 特 論 B			2	講	師	長 田 道			
	臨 床 心 理 査 定 演 習 1 (心理的アセスメントに関する理論と実践)			2	教 准 講	教	小 直 長	泉 井 田	隆 愛	平 里 道
	臨 床 心 理 査 定 演 習 2			2	教 准 講	教	本 奥 長	岡 野 田	寛 洋	平 子 子 道
	臨 床 心 理 基 础 実 習 1			1	教 教	授 授	小 本 奥 直	泉 井	隆 寛 愛	平 子 里
	臨 床 心 理 基 础 実 習 2			1	教 准	教				
	臨 床 心 理 実 習 1			1	准 講	教	奥 長	野 田	洋	平 子 道
	臨 床 心 理 実 習 2			1	准 講	教	奥 長	野 田	洋	平 子 道
	教育分野に関する理論と支援の展開			2	准	教 授	大 対	香 奈 子		
	心 療 法 特 論			2	非 常 勤	講 師	荒 井	久 美 子		
	産 業・労 動 分 野 に 関 す る 理 論 と 支 援 の 展 開			2	非 常 勤	講 師	小 林	由 佳		
	心 の 健 康 教 育 に 関 す る 理 論 と 実 践			2	准	教 授	直 井	愛 里		
	投 影 法 特 論			2	非 常 勤	講 師	小 兵 西	宏 純 幸 子		
	心 理 実 践 実 習 A			5	教 教	授 授	小 本 直 泉 岡 井	隆 寛 愛	平 子 里	
	心 理 実 践 実 習 B ※ 1			5	准 准 講	教 教	奥 大 長 田 本	野 対 田 本	洋 香 奈 友	平 子 道 紀
演 習 A ※ 1				2			選択必修科目担当各教員			
演 習 B ※ 1				2						

授業科目	単位数			担当教員
	必修	選択必修	選択	
学術	学術基礎1 A		2	非常勤講師 渡邊親文
	学術基礎1 B		2	
	学術基礎2 A		2	非常勤講師 渡邊親文
	学術基礎2 B		2	
	学術統計研究		2	准教授 中川知宏 准教授 上野将敬
日本	日本芸能史特論A		2	不開講
	日本芸能史特論B		2	
	日本思想史特論A		2	非常勤講師 櫻木潤
	日本思想史特論B		2	
	日本文化史特論A		2	教授 松岡久美子
	日本文化史特論B		2	
国際	国際交流特論A		2	教授 好並晶
	国際交流特論B		2	
	国際地域社会特論A		2	准教授 鈴木光祐 准教授 西村香奈絵
	国際地域社会特論B		2	
地域	都市社会学特論A		2	非常勤講師 足立真理
	都市社会学特論B		2	
	地域社会基盤特論A		2	講師 大野司郎
	地域社会基盤特論B		2	
	地域福祉特論A（福祉分野に関する理論と支援の展開）		2	非常勤講師 綾部貴子
	地域福祉特論B（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）		2	非常勤講師 青野明子

(上記担当教員名は、令和7年4月現在)

※1は2年次配当科目。

◇臨床心理士養成課程（心理学専攻臨床心理学コース）

修士課程

《履修方法》

心理学専攻臨床心理学コースは、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士養成課程のコースである（第1種指定校）。臨床心理士の受験資格を取得するには、修士課程を修了し、心理学の修士の学位（修士論文のテーマと内容は臨床心理学に関するものであること）を取得するとともに、臨床心理士受験資格に必要な授業科目の単位を修得する必要がある。

受験資格を得るための単位修得条件は、下表に示しているように、必修科目（10科目）16単位と、選択必修科目のA群、B群、C群、D群、E群からそれぞれ2単位以上計10単位以上、合計26単位以上である。

なお、臨床心理士養成課程として開講されている科目（*印）は、臨床心理学コース以外の学生は受講できない。

また、臨床心理学コース以外の学生は、修士課程途中で臨床心理士養成課程に編入することはできない。

区分	授業科目	授業形態	単位数			備考
			必修	選択必修	選択	
必修	臨床心理学特論A	講義	2			*
	臨床心理学特論B	講義	2			*
	臨床心理面接特論A (心理支援に関する理論と実践)	講義	2			*
	臨床心理面接特論B	講義	2			*
	臨床心理検査定演習1 (心理的アセスメントに関する理論と実践)	演習	2			*
	臨床心理検査定演習2	演習	2			*
	臨床心理基礎実習1	実習	1			*
	臨床心理基礎実習2	実習	1			*
	臨床心理実習1	実習	1			*
	臨床心理実習2	実習	1			*
A群	心理学研究法特論A	講義		2		心理学コース
	心理学研究法特論B	講義		2		心理学コース
	基礎心理学特論	講義		2		心理学コース
	臨床研究法特論A	講義		2		*
	臨床研究法特論B	講義		2		*
	学術統計研究	講義		2		共通
B群	人格心理学特論	講義		2		心理学コース
	認知心理学特論	講義		2		心理学コース
C群	人間関係特論A	講義		2		心理学コース
	人間関係特論B	講義		2		心理学コース
	犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	講義		2		心理学コース
	地域福祉特論B (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	講義		2		共通
D群	心の健康教育に関する理論と実践	講義		2		*
	医療心理学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	講義		2		心理学コース
	地域福祉特論A (福祉分野に関する理論と支援の展開)	講義		2		共通
E群	心理療法特論	講義		2		*
	投影法特論	講義		2		*
合計			16	10		

◇公認心理師養成課程（心理学専攻臨床心理学コース）

修士課程

《履修方法》

心理学専攻臨床心理学コースは、国家資格である公認心理師の養成課程である。

公認心理師の受験資格を取得するためには、四年生大学において省令で定められた科目を修得した後、大学院にて下記の11科目の単位を修得する必要がある。

「心理実践実習」での450時間以上の実習は、「臨床心理学特論」「臨床心理面接特論」「臨床心理査定演習」「投映法特論」の授業内容、「臨床心理基礎実習」「臨床心理実習」で行う実習と連動しているため、これらの科目を必ず履修すること。

なお、公認心理師養成課程として開講されている、①②④⑧以外の科目は、臨床心理学コース以外の学生は受講できない。また、臨床心理学コース以外の学生は、修士課程途中で公認心理師養成課程に編入することはできない。

公認心理師の受験資格取得に必要な科目

授業科目	授業形態	単位数			担当教員
		必修	選択必修	選択	
①医療心理学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	講義	2			講師 Ed . M .
					非常勤講師 中島歩
②地域福祉特論A（福祉分野に関する理論と支援の展開）	講義	2			非常勤講師 綾部貴子
③教育分野に関する理論と支援の展開	講義	2			准教授 博士(心理学) 大対香奈子
④犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	講義	2			非常勤講師 相谷登
⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開	講義	2			非常勤講師 小林由佳
⑥臨床心理査定演習1（心理的アセスメントに関する理論と実践）	講義	2			教授 博士(心理学) 小泉隆平
					准教授 Ed . D . 直井愛里
					講師 Ed . M . 長田道
⑦臨床心理面接特論A（心理支援に関する理論と実践）	講義	2			准教授 博士(医学) 奥野洋子
⑧地域福祉特論B（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	講義	2			非常勤講師 青野明子
⑨心の健康教育に関する理論と実践	講義	2			准教授 Ed . D . 直井愛里
⑩心理実践実習A	実習	5			教授 博士(心理学) 小泉隆平
					教授 博士(心理学) 本岡寛子
					准教授 Ed . D . 直井愛里
⑪心理実践実習B	実習	5			准教授 博士(心理学) 大対香奈子
					准教授 博士(医学) 奥野洋子
					講師 Ed . M . 長田道
					非常勤講師 辻本友紀子

2. 授業時間について

授業は年間を通じて9時から18時15分までの間に授業時間割表により90分単位で行われます。ただし演習・実習については時間割表以外に行われることもあります。

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限	第6時限	第7時限
9:00～10:30	10:45～12:15	13:15～14:45	15:00～16:30	16:45～18:15	18:25～19:55	20:05～21:35

3. 履修登録について

- (1) 所属の研究科・専攻で開設されている科目の履修の選定にあたって、指導教員の指示を受けなければなりません。(学則第11条)
- (2) 年度始めの大学院ガイダンスに出席し、履修登録についての説明を受け、所定の期日までにその年度に履修予定の科目を決定・登録しなければなりません。

4. 履修科目の単位認定について

履修科目の単位認定は、試験によって各担当者が行います。試験は前期末または学年末に実施されます。ただし科目または担当者によって研究報告または平常の成果をもって試験に代えることもあります。(学則第15条)

5. 成績について

成績は100点満点で60点以上を合格とし、所定の単位が与えられます。合格点を得た科目を再度履修することは許されません。成績の評価は、優(100点～80点)、良(79点～70点)、可(69点～60点)、不可(59点以下)となっています。ただし演習および実験のような講義以外の科目については「合格」または「不合格」で示すことがあります。(学則第16条)

6. 課程の修了について

修士課程または博士前期課程において2年以上在学し、各研究科において定められた単位数(学位規程別表1参照)を修得した者または論文審査終了までに取得する見込のある者で、かつ外国語の学力等に関する検定に合格した者に対して、修士論文の提出資格が与えられ、提出した論文の審査および最終試験に合格すれば、修士の学位が授与され、「修士課程修了」又は「博士前期課程修了」ということになります。

ただし、上記の場合において、当該博士課程の前期課程または修士課程の目的に応じ、適當と認められるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができます。(学則第17条、学位規程第3条、第7条、第8条、第11条)

II 学籍関係の概略

1. 学籍番号

入学手続を完了した者に対しては学籍番号が決められ、学生証に記入されます。この番号は学生として登録されたことを表し、受験または各種証明書交付願等の場合、必ず研究科、専攻、氏名と共に、この学籍番号を記入しなければなりません。

2. 身上異動届

本籍、現住所、姓名等で身上に変更事項のあった場合は、速やかに届け出る必要があります。特に在学中における現住所については、届け出を正確にしなければ緊急連絡のある場合、思わぬ不利益を招くことになりますから注意してください。

なお、現住所・電話番号の変更ならびに改姓の手続きは、近大UNIPAから手続きが必要です。(詳しくは、近畿大学webサイトを参照ください)

3. 退学・休学・再入学・除籍・復学

- (1) 病気その他やむを得ない理由で退学する場合、または休学する場合は、学生証を添付して届け出なければなりません。(学則第39条・第40条・第41条)
- (2) 退学した者が、再び学業を続けようとする場合は、研究科委員会の議を経れば再入学が許可されます。ただし、退学の日より長期にわたる場合は試験を実施し、その上で許可する場合があります。また学年の始めでないと許可されません。(学則第42条)
- (3) 学費を期限までに納入しない場合は、学則の定めるところにより除籍され、学生の身分を失うことになります。(学則第41条・第46条)
- (4) 除籍された者が学籍の復帰を希望するときは、所定の期間内に手続をした場合、選考の上復籍が許可されます。ただし除籍の日から所定の期間を経過した場合は許可されません。

III 修士論文の作成

1. 提出資格

修士課程に2年以上在学して正規の授業を受け、既に所定の単位を修得した者または修士論文（または特定の課題についての研究成果）審査終了までに修得する見込みのある者で、かつ外国語（1ヶ国語）の読解力等に関する検定に合格した者とする。

2. 提出期限

修士課程を修了する年度の1月又は7月の末日までとする。(学位規定第7条)

3. 提出先

文芸学部学生センター・総合社会学部学生センターとする。

4. 提出書類

- (1) 近畿大学修士論文審査および最終試験受験申請書（付表1）
- (2) 修士論文（または特定の課題についての研究成果）
- (3) 修士論文内容の要旨（または研究成果内容の要旨）

5. 修士論文作成上の注意事項

修士論文および修士論文内容の要旨は、下記の様式に従って作成しなければ受理されません。

なお、修士論文に代えて、特定の課題についての研究成果を提出する場合には、作成方法などについては別途定めますので、参照してください。

【日本文学専攻、英語英米文学専攻、文化・社会学専攻、心理学専攻 共通】

- (1) 修士論文および修士論文内容の要旨は、Word等の文書作成ソフトを使用して作成すること。
- (2) 修士論文表紙、修士論文内表紙、修士論文内容の要旨の表紙は所定の様式により作成すること（付表2・3・4・5）

【日本文学専攻】

- (1) 修士論文
 - ① 枚数は図表も含めA4用紙(1200字)35枚程度とする。ただし必要のある場合は、指導教員の了解のもとで枚数増加が認められる。
 - ② 原則として縦書きとする。ただし、指導教員の了解のもとで横書きも認められる。
- (2) 修士論文内容の要旨
 - ① 枚数はA4用紙(1200字)4枚程度とする。
 - ② 原則として縦書きとする。ただし、指導教員の了解のもとで横書きも認められる。

【英語英米文学専攻】

- (1) 修士論文
 - ① 使用言語は英語とする。
 - ② 基本的にMLAスタイル(『MLAハンドブック第8版』に準拠)、またはAPAスタイルで作成する。1行66ストローカ、1頁25行とする。
 - ③ 枚数は40枚程度とする。
- (2) 修士論文内容の要旨
 - ① 使用言語は日本語とする。
 - ② 枚数はA4用紙(横40字×縦30行の1200字)3枚程度とする。
 - ③ 横書きとする。

【文化・社会学専攻、心理学専攻 共通】

- (1) 修士論文
 - ① 使用言語は原則として日本語とする。
 - ② 枚数は図表も含めA4用紙(1200字)35枚程度とする。ただし必要のある場合は、指導教員の了解のもとで枚数増加が認められる。
 - ③ 原則として横書きとする。ただし、指導教員の了解のもとで縦書きも認められる。
- (2) 修士論文内容の要旨
 - ① 使用言語は原則として日本語とする。
 - ② 枚数はA4用紙(1200字)4枚程度とする。
 - ③ 横書きとする。

6. 修士論文審査料（手数料）

無料です。

7. 修士の学位授与までの手順

- (1) 論文の提出 本文を参照して論文を作成し、「近畿大学修士論文審査および最終試験受験申請書」(付表1)に必要事項を記入のうえ、文芸学部学生センター・総合社会学部学生センターへ提出する。
- (2) 論文の受付 文芸学部学生センター・総合社会学部学生センターは修士論文内規に照らし、不備のないことを確認して受付ける。
- (3) 論文の審査 研究科委員会で決定・承認された主査・副主査がこれにあたる。
- (4) 発 表 会 修士論文提出者はその成果を発表する。発表時間は、一人20分(質疑応答含む)とする。発表会には、主査・副主査・副査・研究科専任教員全員、修士論文提出者、大学院総合文化研究科修士課程在籍の全員が出席する。
- (5) 最 終 試 験 提出論文に関して審査委員(主査・副主査・副査)による口答もしくは筆記試験が行なわれる。

IV 博士前期課程より博士後期課程に進む場合

博士前期課程(総合文化研究科の場合は修士課程)より博士後期課程(総合文化研究科の場合は他大学等の博士後期課程)に進む場合は、学位規程別表1(23頁)に記載された修士論文提出に必要な単位数を修得し、進学試験に合格しなければなりません。

本学においては、博士前期課程に2年以上在学し、所定の単位数を修得した者に対しては修士論文の提出を求め、修士として前期課程を修了するように指導している関係で、博士後期課程に進む者は必ず修士の学位をもっているということになります。この場合は、博士後期課程の進学試験に合格しなければなりません。(学則第36条、第37条)

V 資格取得 教育職員免許状（中学校・高等学校専修）

中学校・高等学校教諭一種免許状をすでに取得しているものが、本学大学院博士前期課程（修士課程）を修了と同時に免許状の授与申請をすれば、中学校・高等学校教諭専修免許状を取得することができます。ただし、中学校教諭専修免許状を取得できるのは、総合理工学研究科・総合文化研究科・農学研究科・生物理工学研究科・システム工学研究科・産業理工学研究科です。（学則第13条・第14条）

総合文化研究科では中学校専修免許（国語・英語・社会）および高等学校専修免許（国語・英語・地理歴史・公民）を大学院・共通教育学生センターに申請すれば、取得することができます。免許の種類・取得条件はつぎのとおりです。

日本文学専攻

中学校・高等学校専修免許（国語）

	授業科目	単位	高等学校	中学校	備考		授業科目	単位	高等学校	中学校	備考
教科に関する科目	古典詩歌特論A	2	○	○		教科に関する科目	近現代文学特論1B	2	○	○	
	古典詩歌特論B	2	○	○			近現代文学特論2A	2	○	○	
	古典散文特論1A	2	○	○			近現代文学特論2B	2	○	○	
	古典散文特論1B	2	○	○			日本語学特論1A	2	○	○	
	古典散文特論2A	2	○	○			日本語学特論1B	2	○	○	
	古典散文特論2B	2	○	○			日本語学特論2A	2	○	○	
	近世文学特論A	2	○	○			日本語学特論2B	2	○	○	
	近世文学特論B	2	○	○			創作・批評特論1A	2	○	○	
	近現代文学特論1A	2	○	○			創作・批評特論1B	2	○	○	

【取得条件】

上記の科目から24単位以上修得すること

英語英米文学専攻

中学校・高等学校専修（英語）

	授業科目	単位	高等学校	中学校	備考		授業科目	単位	高等学校	中学校	備考
教科に関する科目	ルネサンス文学特論A	2	○	○		教科に関する科目	英語圏文学特論B	2	○	○	
	ルネサンス文学特論B	2	○	○			英語教育学特論A	2	○	○	
	イギリス近現代文学特論A	2	○	○			英語教育学特論B	2	○	○	
	イギリス近現代文学特論B	2	○	○			応用言語学特論A	2	○	○	
	英米文化特論A	2	○	○			応用言語学特論B	2	○	○	
	英米文化特論B	2	○	○			英米文学理論特論	2	○	○	
	アメリカ近現代文学特論A	2	○	○			中世英文学特論	2	○	○	
	アメリカ近現代文学特論B	2	○	○							
	英語圏文学特論A	2	○	○							

【取得条件】

上記の科目から24単位以上修得すること

文化・社会学専攻

中学校専修（社会）

高等学校専修（地理歴史・公民）

授業科目	単位	高等学校		中学校 社会	備考	授業科目	単位	高等学校		中学校 社会	備考
		地理歴史	公民					地理歴史	公民		
日本古代史特論 A	2	○		○		多文化社会特論 1 A	2		○	○	
日本古代史特論 B	2	○		○		多文化社会特論 1 B	2		○	○	
日本中近世史特論 A	2	○		○		都市学特論 A	2	○		○	
日本中近世史特論 B	2	○		○		都市学特論 B	2	○		○	
日本近現代史特論 A	2	○		○		都市政策特論 A	2		○	○	
日本近現代史特論 B	2	○		○		都市政策特論 B	2		○	○	
考古学特論 A	2	○		○		地域政策特論 A	2		○	○	
考古学特論 B	2	○		○		地域政策特論 B	2	○		○	
西洋古代史特論 A	2	○		○		地域社会特論 A	2	○		○	
西洋古代史特論 B	2	○		○		地域社会特論 B	2	○		○	
西洋近現代史特論 A	2	○		○		地理情報学特論 A	2	○		○	
西洋近現代史特論 B	2	○		○		地理情報学特論 B	2	○		○	
エジプト学特論 A	2	○		○		自然環境特論 A	2	○		○	
エジプト学特論 B	2	○		○		自然環境特論 B	2	○		○	
東洋文化特論 A	2	○		○		まちづくり特論 A	2		○	○	
東洋文化特論 B	2	○		○		まちづくり特論 B	2		○	○	
哲学・倫理学研究 A	2		○	○		環境情報科学 A	2	○		○	
哲学・倫理学研究 B	2		○	○		環境情報科学 B	2	○		○	
ジェンダー研究 A	2		○	○		地域経済学特論 A	2		○	○	
ジェンダー研究 B	2		○	○		地域経済学特論 B	2		○	○	
メディア研究 A	2		○	○		国際交流特論 A	2		○	○	
メディア研究 B	2		○	○		国際交流特論 B	2		○	○	
現代社会特論 1 A	2		○	○		国際地域社会特論 A	2		○	○	
現代社会特論 1 B	2		○	○		国際地域社会特論 B	2		○	○	
現代社会特論 2 A	2		○	○		地域社会基盤特論 A	2	○		○	
現代社会特論 2 B	2		○	○		地域社会基盤特論 B	2	○		○	

【取得条件】

上記の該当する免許の科目（○印の科目）から 24 単位以上修得すること

心理学専攻

高等学校専修（公民）

授業科目	単位	高等学校		備考	授業科目	単位	高等学校		備考
		国際地域社会特論 A	国際地域社会特論 B				医療心理学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	
心理学研究法特論 A	2	○		教科に関する科目	国際地域社会特論 A	2	○		
心理学研究法特論 B	2	○			国際地域社会特論 B	2	○		
基礎心理学特論	2	○			医療心理学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2	○		
人格心理学特論	2	○			犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2	○		
認知心理学特論	2	○							
人間関係特論 A	2	○							
人間関係特論 B	2	○							
産業心理学特論	2	○							
国際交流特論 A	2	○							
国際交流特論 B	2	○							

【取得条件】

上記の科目から 24 単位以上修得すること

VI 証明書等発行手数料一覧

種 別		金額	種 別		金額
科目等履修生登録料	大學院在籍者及び修了者（中途退学者を含む）は、免除	20,000円		仮学生証発行	500円
科目等履修生履修料	講義科目 1単位 実験・実習・演習科目 1単位	20,000円 30,000円		成績証明書 単位取得證明書 司書資格證明書 健康診断證明書 修了見込證明書 卒業見込證明書 在籍證明書 在學證明書	200円
	学費延滞料 復籍料	2,000円 10,000円		教員免許申請用単位取得證明書	300円
	学生証再発行	1,500円		英文各種證明書	300円
証明書及び手数料	教員免許状申請用単位取得證明書 卒業證明書 学位授与證明書	200円		修了証明書 卒業証明書 学位証明書	200円

※一部の証明書はコンビニエンスストアで発行することができますが、手続き方法、金額は近畿大学webサイトにて確認してください。

VII 奨学金・教育ローンについて

経済的な理由で修学の道が閉ざされることがないように、様々な種類の奨学金・教育ローンがあります。奨学金の貸与を希望される方は、「奨学金申込要項 2025」(学生部で配布)を熟読のうえ所定の期日に申し込んでください。

1 日 本 学 生 支 援 機 構 (定期採用)

日本学生支援機構（JASSO）の奨学金は、国が実施する貸与型の奨学金制度です。

資格基準

《人物》

高度の研究能力を有し、経済的理由により、修学に困難があると認められる人。

《学力》

修士・博士前期課程

大学等ならびに大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること。

博士後期課程及び博士課程

大学等ならびに大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められること。

収入所得の上限額の目安

	課程	給与所得者の場合	給与所得者以外の場合
第一種 授業料後払い制度	修士課程 博士前期課程	299万円	197万円
	博士後期課程 医・薬学博士課程	340万円	223万円
第二種	修士課程 博士前期課程	536万円	364万円
	博士後期課程 医・薬学博士課程	718万円	503万円
併用 [第一種・第二種 同時貸与]	修士課程 博士前期課程	284万円	188万円
	博士後期課程 医・薬学博士課程	299万円	197万円

貸与期間 貸与期間は、採用時から各課程の最短修業の最後までとします。

申込期間 4月上旬

貸与月額 令和7年度採用者用

第一種 貸与 (無利子) 選択型	課程	貸与月額
	修士課程	50,000円 または 88,000円
	博士後期課程 医・薬学博士課程	80,000円 または 122,000円

第二種 貸与 (有利子) 選択型	希望する奨学金の月額を次の中から選べます。 50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・ 150,000円 (貸与途中で月額を変更することもできます)

授業料後払い制度の貸与額（一種併用不可）

奨学金の内訳	大学院の課程の区分
	修士課程相当
授業料支援金	私立： 最大 776,000円 (1年間の額。この額を「支援対象授業料」といい、学校が金額を決定します。)に、 保証料相当額を加えた額 ※申込者は支援対象授業料の額を選択することはできません。支援対象授業料の 額は、学校が課している授業料の状況（納付済みの授業料や授業料減免等）に よって変動することがあります。
生活費奨学金	月額0円（利用しない）、2万円、4万円から選択

1 日本学生支援機構（定期採用）

授業料後払い制度は、授業料に充てるために授業料が生じる時期に応じて貸与される「授業料支援金」と、生活費に充てるために毎月貸与される「生活費奨学金」で構成されています。なお、「生活費奨学金」のみの申込みはできません。

授業料後払い制度は、修士課程相当でのみ利用できます。そのため、一貫制博士課程の場合、前期課程でのみ利用できます。

○ 奨学金の貸与に当たっては、連帯保証人や保証人を選任する「人的保証制度」か、一定の保証料を支払い保証を受ける「機関保証制度」を選択しなければなりません。

○ その他、家計急変世帯を対象とした、緊急採用・応急採用制度があります。

奨学金の詳細は次をご参照ください。

独立行政法人 日本国学生支援機構ホームページ <https://www.jasso.go.jp/>

※「特に優れた業績による返還免除」制度について

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除される制度です。貸与終了年度の12月ごろに募集します。

2 近畿大学奨学金（貸与）

大学独自の貸与型奨学金で年額（一年分）を一括して貸与します。

貸与された奨学金は卒業後に返還します。

申込資格

- ・本学の定める家計基準を超えない人。
- ・人物・学業ともに優秀でありながら、経済的理由により修学が困難な人。

貸与金額

年額 600,000 円（無利息）

貸与期間

申込年度限りです。（毎年申込可能）

申込期間

4月上旬

※ 採用手続時に連帯保証人2名が必要です。

※ その他、家計急変世帯を対象とした「応急奨学金」、災害に遭われた世帯を対象とした「災害特別奨学金」があります。奨学金の詳細は次をご参照ください。

近畿大学ホームページ <https://www.kindai.ac.jp/campus-life/tuition-scholarships/>

交付時期

7月下旬（全キャンパス・一括振込）

3 世耕弘一奨学金（給付）

大学独自の給付型奨学金で年額（一年分）を一括して給付します。

返還の義務はありません。

申込資格

- ・本学の定める家計基準を超えない人。
- ・他の給付奨学金を受給していない者、もしくは特待生制度等で学費の減免制度の適用を受けていない者。

給付金額

年額 300,000 円（一括給付）

申込年度限りです。（毎年申込可能）

申込時期

6月（全キャンパス）

※詳細は各キャンパスで配布する募集要項をご覧ください。

給付時期

9月末（全キャンパス）

4 体民地の間方授育公學英共金団・

地方公共団体・民間育英団体については、ホームページや奨学金専用掲示板で周知します。

募集期間は、おおむね2月～4月となっています。

これ以外に各都道府県が独自に募集を行う場合もあります。独自で募集を行っている奨学団体については各自が直接奨学団体等に問い合わせください。

・提携ローン「オリコ学費サポートプラン」

近畿大学が株式会社オリエントコーポレーション（通称オリコ）とローン提携したもので、学費等をオリコが立替払いして大学に納付し、利用者はオリコに分割返済することで一時的な負担を軽減することができます。

※ オリコ学費サポートプランの詳細は次を参照

近畿大学ホームページ <https://www.kindai.ac.jp/campus-life/tuition-scholarships/>

・国の教育ローン（日本政策金融公庫の教育ローン）

取扱い、ご相談は最寄りの日本政策金融公庫、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、漁協で受け付けています。

（利率：令和7年1月現在で年2.65% 「交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭、世帯年収200万円（所得132万円）以内の方）

または子ども3人以上※の世帯かつ世帯年収500万円（所得356万円）以内の方は上記利率の▲0.4%（国定金利）

※ お申込みいただく方の世帯で扶養しているお子様の人数をいいます。年齢、就学の有無を問いません。

付 表

近畿大学修士論文審査および最終試験受験申請書

近畿大学

学長 松村 到 殿

20●● 年 月 日

学位申請者

申請学位	修士(学)
指導教員 (専修科目) ()
研究科専攻	研究科 専攻
(ふりがな)
氏名
生年月日	年 月 日

近畿大学学位規程第7条の規定により修士論文の審査および
最終試験の受験を申請いたします。

論文題目	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> • 論文 • 論文内容の要旨 <p>(注)「論文・内容の要旨」は本学規定の書式によること。</p>

(付表 2)

論文表紙、論文内表紙、論文内容の要旨表紙例

(日本文学専攻)

論文表紙

近畿大学大学院 総合文化研究科日本文学専攻	(コース名)	(氏名)	(論文題目)	修士論文	二〇〇〇年一月
--------------------------	--------	------	--------	------	---------

(A4版)

論文内表紙

近畿大学大学院 総合文化研究科日本文学専攻	(コース名)	(氏名)	(論文題目)	二〇〇〇年一月
--------------------------	--------	------	--------	---------

(A4版)

論文要旨

近畿大学大学院 総合文化研究科日本文学専攻	(コース名)	(氏名)	(論文題目)	修士論文要旨	二〇〇〇年一月
--------------------------	--------	------	--------	--------	---------

(A4版)

(付表 3)

論文表紙、論文内表紙、論文内容の要旨表紙例

(英語英米文学専攻)

論文表紙

論文内表紙

論文要旨

GRADUATION THESIS

(英文タイトル)

(英文氏名)

English Linguistics and

Literature major

Graduate School of

Interdisciplinary

Human Studies

January 20●●

KINDAI UNIVERSITY

GRADUATION THESIS

(英文タイトル)

A Thesis

Presented to

English Linguistics and

Literature major

Graduate School of

Interdisciplinary

Human Studies

Kindai University

In Partial Fulfillment

of the Requirements

for the Degree of

Master of Arts

by

(英文氏名)

January 20●●

修士論文要旨

(論文題目)

近畿大学大学院

総合文化研究科

英語英米文学専攻

20●●年1月

(氏名)

(A4版)

(A4版)

(A4版)

(付表 4)

論文表紙、論文内表紙、論文内容の要旨表紙例

(文化・社会学専攻)

論文表紙

論文内表紙

論文要旨

修士論文

(論文題目)

(提出者氏名)

近畿大学大学院

総合文化研究科

文化・社会学専攻

(コース名)

20●●年1月

近畿大学

(A4版)

論文内表紙

(論文題目)

(提出者氏名)

近畿大学大学院

総合文化研究科

文化・社会学専攻

(コース名)

20●●年1月

(A4版)

修士論文要旨

(論文題目)

(提出者氏名)

近畿大学大学院

総合文化研究科

文化・社会学専攻

(コース名)

20●●年1月

(A4版)

(付表 5)

論文表紙、論文内表紙、論文内容の要旨表紙例

(心理学専攻)

論文表紙

論文内表紙

論文要旨

修士論文

(論文題目)

(提出者氏名)

近畿大学大学院

総合文化研究科

心理学専攻

(コース名)

20●●年1月

近畿大学

(A4版)

論文内表紙

(論文題目)

(提出者氏名)

近畿大学大学院

総合文化研究科

心理学専攻

(コース名)

20●●年1月

(A4版)

修士論文要旨

(論文題目)

(提出者氏名)

近畿大学大学院

総合文化研究科

心理学専攻

(コース名)

20●●年1月

(A4版)

校舎配置図（全体）



■近畿大学校舎配置図■
(令和7年4月現在)

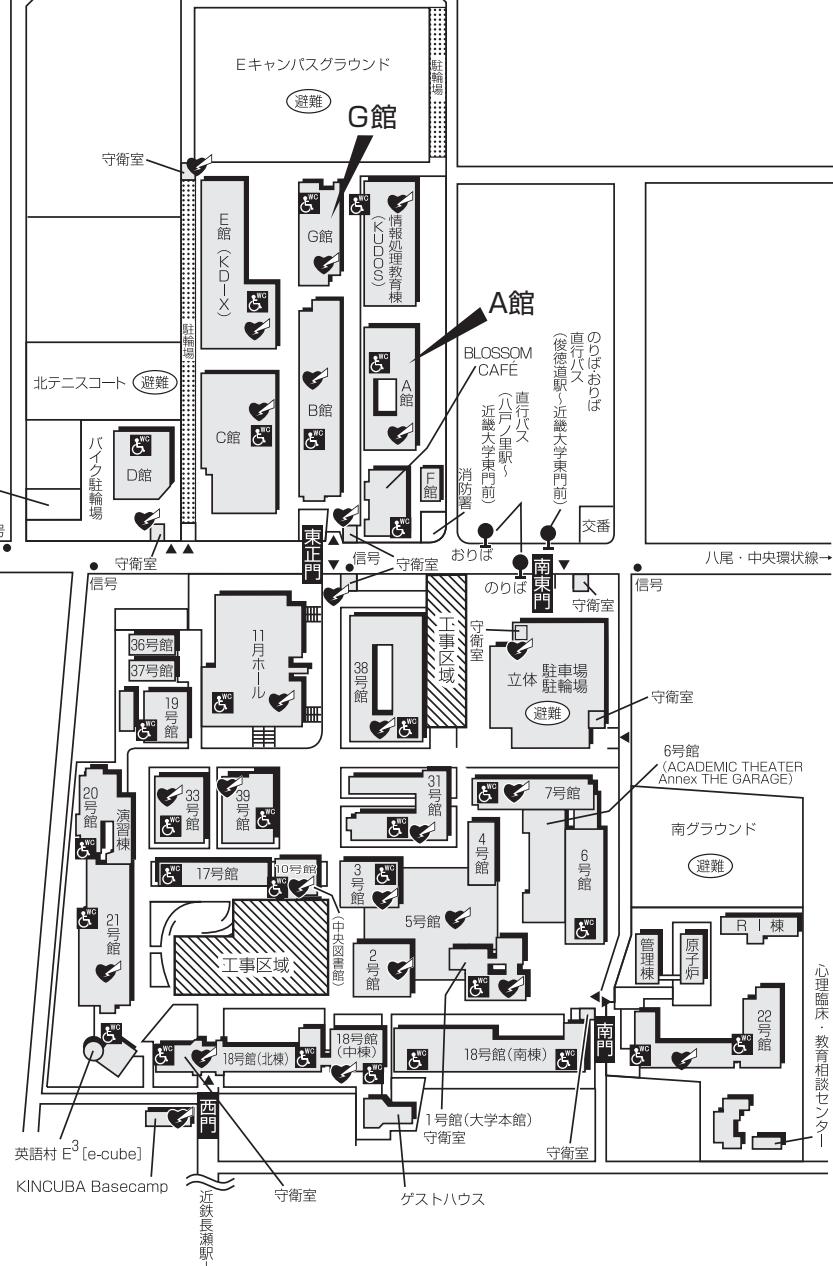
⌚ =AED(自動体外式除細動器)設置場所
♿ =車椅子で使用できるトイレの設置場所
（避難）=災害時一時避難場所

AED(自動体外式除細動器)設置場所

1号館(1階 守衛室前)	立体駐車場(守衛室前)
2号館(1階 実業ホール東側)	A館(1階 芸芸学部学生センター前)
3号館(1階 出入口自動扉前)	B館(1階 経済学部学生センター前)
5号館(2階 アカデミックシアター事務室前)	C館(1階 法学部学生センター前)
7号館(1階 北側入口前)	E館(1階 情報学部学生センター前)
10号館(1階 中央図書館内)	G館(1階 総合社会学部学生センター前)
18号館(1階 國際学部学生センター前)	KUDOS(1階 インフォメーション前)
21号館(2階 経営学部学生センター前)	記念会館(1階 守衛室前)
22号館B棟(1階 学科事務室前)	クラブセンター(1階 守衛室前)
31号館西棟(3階 学科事務室前)	東門守衛室(守衛室内)
33号館(1階 OSEC前)	西門守衛室(守衛室内)
34号館(1階 南側出入口付近)	Eキャンパス守衛室(守衛室内)
38号館(1階 理工学部学生センター前)	バイク駐輪場(守衛室内)
39号館(1階 薬学部学生センター前)	Eキャンパスマウンド(守衛室前)
11月ホール(1階 大ホール出入口前、学生部内、3階 メディカルサポートセンター内)	KINCUBA Basecamp(1階 カウンター横)

車椅子用トイレ設置場所

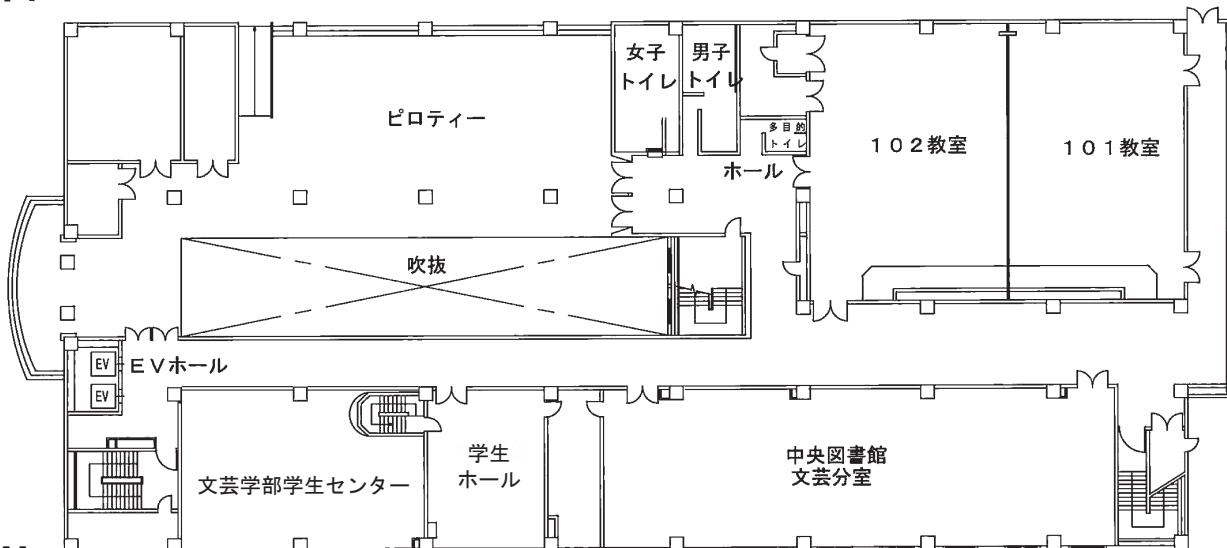
1号館(1階)	20号館(1階、4階)	C館(1階)
3号館(1階、2階)	21号館(1階)	E館(1階)
6号館(1階)	22号館(1階)	D館(1階)
7号館(1階、2階)	31号館(1階)	G館(1階)
10号館(1階、10階)	33号館(1階)	英語村(1階)
17号館(1階)	38号館(1階、6階)	KUDOS(1階)
18号館(北棟)(1階)	39号館(1階、6階)	BLOSSOM CAFE(2階、3階)
18号館(南棟)(1階)	11月ホール(1階、3階)	記念会館(1階)
18号館(中棟)(1階)	A館(1階)	
19号館(1階)	B館(1階)	



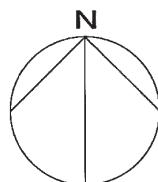
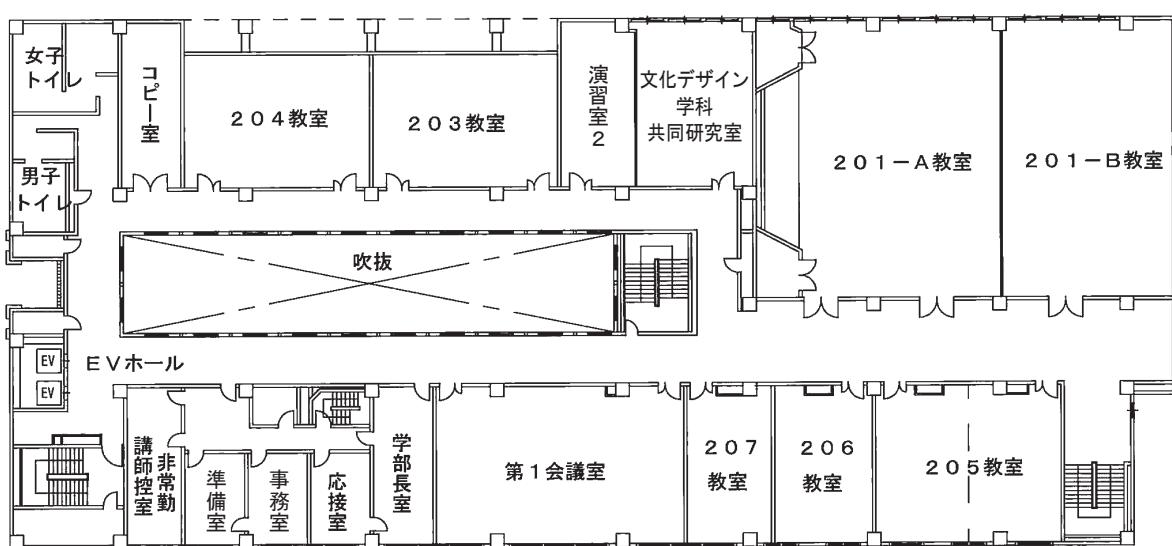
教室等配置図

A 館

1階

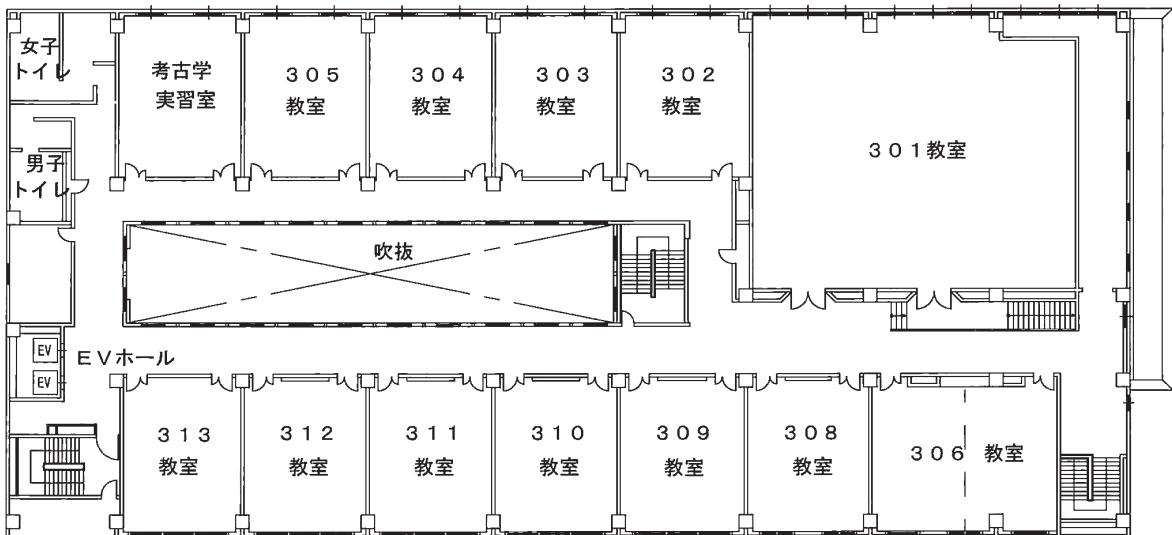


2階

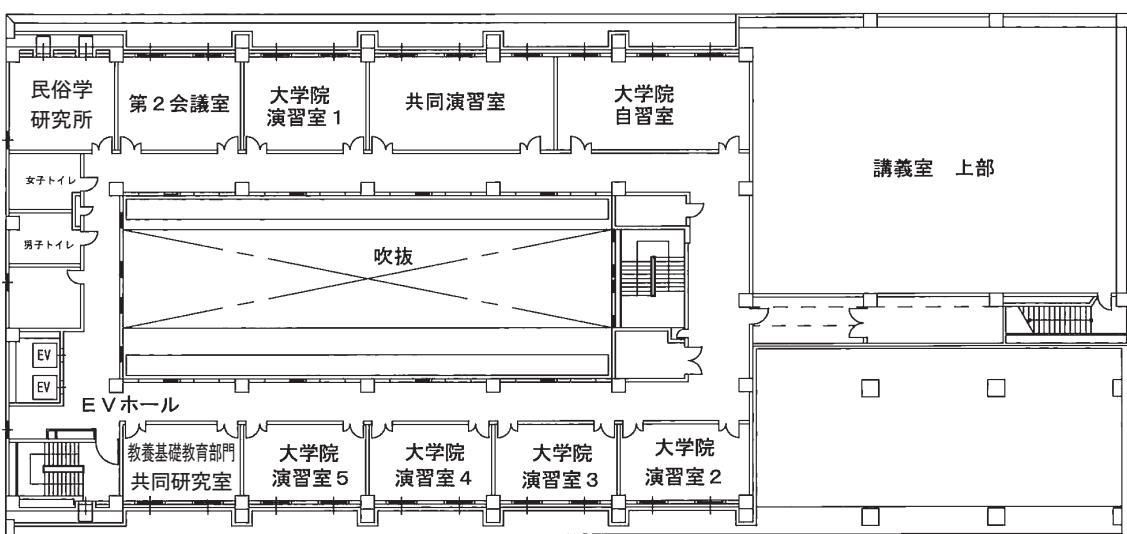


A 館

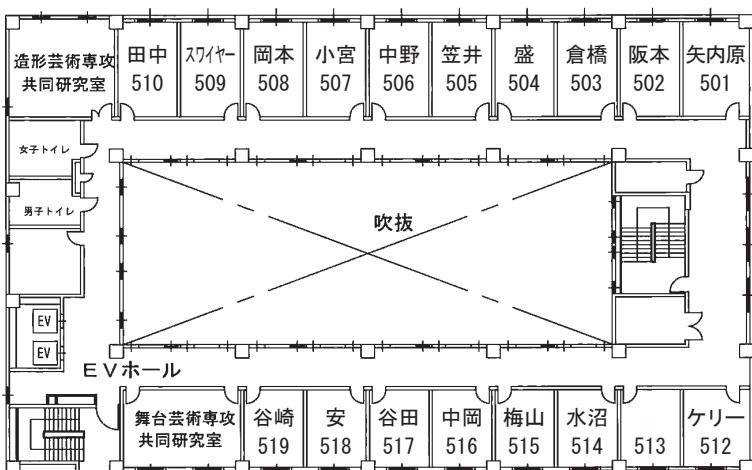
3階



4階

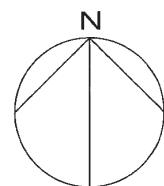
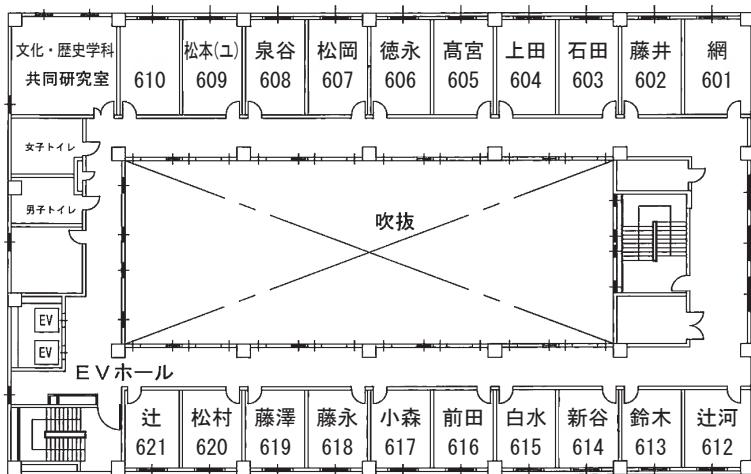


5階

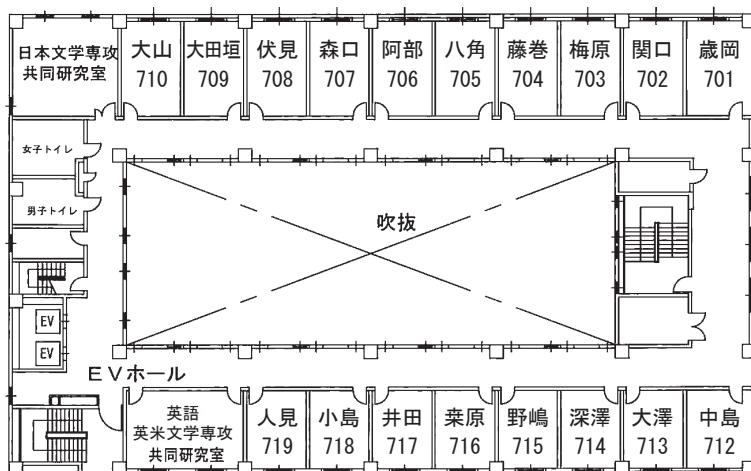


A 館

6階



7階



講義室等配置図 (G 館)

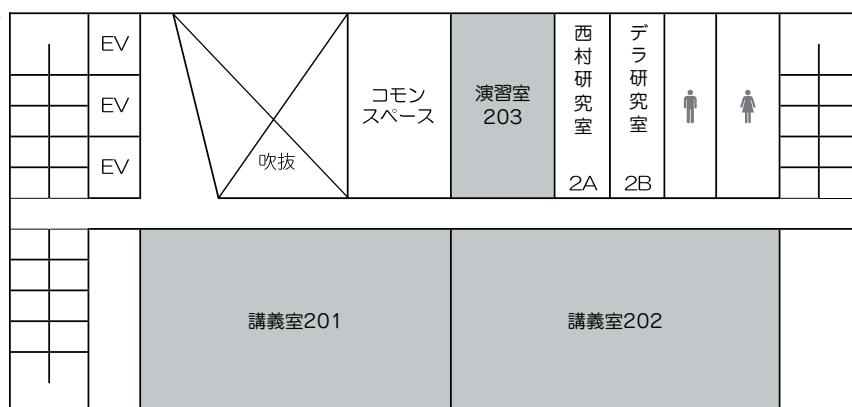
4F



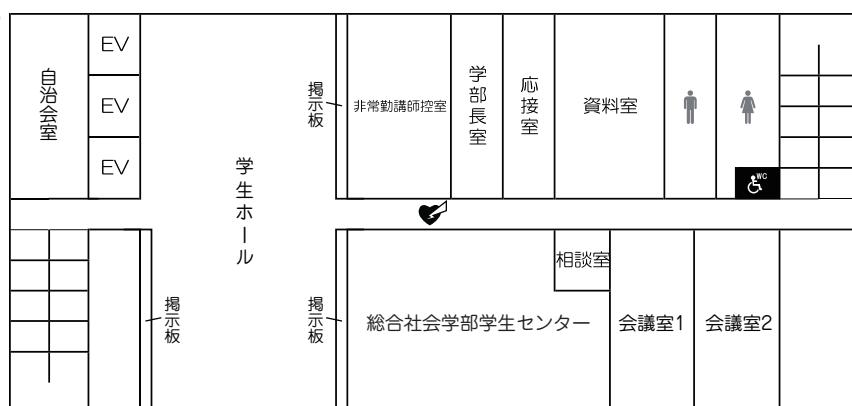
3F



2F

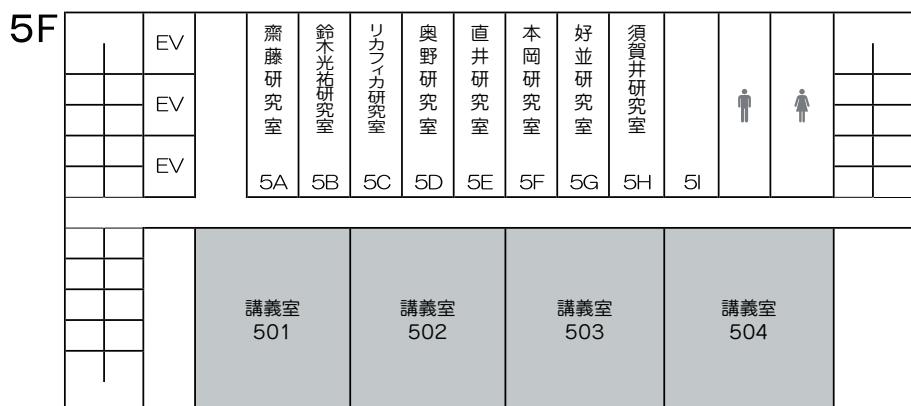


1F



=AED(自動体外式除細動器)設置場所

=車椅子で使用できるトイレの設置場所



総合文化研究科履修要項 2025

2025.4 印刷発行

発行者 近畿大学 大学院総合文化研究科
編集 近畿大学 大学院総合文化研究科

所在地 〒577-8502 東大阪市小若江3-4-1
電話番号 文芸学部学生センター (06)4307-3061
総合社会学部学生センター (06)4307-3062

インターネット版シラバス

下記のアドレスでもシラバスを公開しています。

<https://syllabus.itp.kindai.ac.jp/customer/Form/sy01000.aspx>

※インターネット版シラバスでは、専攻名以外にも、キーワードや、開講年次、単位、開講期、科目区分、必修・選択の別などの科目属性からシラバスを検索することができます。



近畿大学